

# 第4回定例会 会議録

会期 自 令和 6年12月10日  
至 令和 6年12月18日  
(9日間)

## 第 4 回定例会会議録目次

議事日程	(審議結果) . . . . .	2
	一般質問通告書 . . . . .	3
第 1 日	(招集、上程、説明、質疑、討論、一部採決、報告、委員会付託)	
	招集挨拶・報告 . . . . .	6
	議第 7 9 号 (専決処分 補正予算) . . . . .	9
	議第 8 0 号 (条例) . . . . .	9
	議第 8 1 号～8 5 号 (補正予算) . . . . .	9
	議第 8 6 号 (事件) . . . . .	1 1
	陳情第 9 号～1 3 号 . . . . .	1 2
第 4 日	(一般質問)	
	第 6 番 井出 光 議員 . . . . .	1 4
	第 5 番 渡邊 正 議員 . . . . .	1 7
	第 9 番 大西 たま子 議員 . . . . .	2 0
	第 4 番 渡邊 亜子 議員 . . . . .	2 5
	第 3 番 古原 和哉 議員 . . . . .	2 9
	第 1 番 中嶋 治樹 議員 . . . . .	3 0
	第 7 番 由井 基治 議員 . . . . .	3 5
	第 8 番 林 克比古 議員 . . . . .	4 7
第 9 日	(質疑、討論、採決、委員長報告、追加議案)	
	議第 8 0 号 (条例) . . . . .	4 9
	議第 8 1 号～8 5 号 (補正予算) . . . . .	4 9
	議第 8 6 号 (事件) . . . . .	5 7
	陳情第 9 号～1 3 号 . . . . .	5 8
	(追加議案)	
	議第 8 7 号～9 0 号 (条例) . . . . .	6 2
署 名	. . . . .	6 6

令和6年 川上村議会 第4回 定例会議事日程

日 番 程 号	審 議 事 項		審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	会議録署名議員の指名 5 番議員 6 番議員												
第 2	会期の決定 ( 12月10日～12月18 日までの 9日間)												
第 3	諸般の報告												
	(1) 村長の招集挨拶及び行政報告												
	(2) 議長行政報告及び議員派遣報告												
	(3) 一部事務組合報告												
	(4) 専決処分報告												
	(5) 監査報告												
第 4	一般質問 (別紙通告書のとおり)												
第 5	議第79号	専決処分の報告及び承認について (専決第10号 令和6年度川上村一般会計第4回補正予算)											
第 6	議第80号	川上村福祉医療費支給条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 7	議第81号	令和6年度 川上村一般会計第5回補正予算	否決	×	×	×	○	○	×	×	○	○	
第 8	議第82号	令和6年度 川上村特別住宅特別会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 9	議第83号	令和6年度 川上村国民健康保険特別会計第2回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 10	議第84号	令和6年度 川上村介護保険事業特別会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 11	議第85号	令和6年度 川上村簡易水道事業会計第2回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 12	議第86号	令和6年度 道路メンテナンス事業 本郷橋補修工事請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 13	陳情第9号	業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化についての陳情	継続審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 14	陳情第10号	価格による入札方式における最低制限価格等の引き上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定についての陳情	継続審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 15	陳情第11号	建築士事務所賠償責任保険への加入についての陳情	継続審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 16	陳情第12号	2000年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充についての陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 17	陳情第13号	国保制度の改善を求める陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【追加議案】			追加1										
日 番 程 号	審 議 事 項		審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	議第87号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 2	議第88号	特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 3	議第89号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 4	議第90号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 5		議員派遣の件											
第 6		委員会の議会閉会中の継続審査の件											
第 7		委員会の議会閉会中の継続調査の件											

令和6年川上村議会第4回定例会一般質問通告書				
通告番号	質問要旨	質問者	所要時間	答弁者
1	<b>○企業誘致について</b> ・新型コロナウイルスが「2類相当」から「5類」へ移行し、社会活動も少しずつ回復に向かっているが、川上村への企業誘致の進捗状況は、 ・企業誘致の対象企業として、どのような業種を検討しているか。 ・企業誘致において、具体的に川上村の何をアピールポイントとして、どういったアプローチをしているか。 ・誘致企業に対する税制・助成金等の優遇制度はあるのか。	第6番 井出 光	20分	村長 むらづくり推進課長
	<b>○川上犬保存会の活動について</b> ・現在の川上犬の繁殖状況はどのようになっているか。 ・役駐車場北側に犬舎の建設計画があると聞いているが、飼育される川上犬のことを考えると、特定の飼い主もなくスペースも不十分な状況での飼育・公開は中止した方が良いと思うが如何か。		15分	教育振興課長
2	<b>○野菜生産販売戦略協議会の活動状況について</b> ・今年の野菜生産については概ね順調に推移したが、物価高騰や輸送問題等により厳しい状況は依然として続いている。このような状況の中で本年度の野菜PR事業はどのような内容で行われたのか。	第5番 渡邊 正	20分	産業課長
	<b>○ふるさと納税について</b> ・川上村への今年度のふるさと納税の人数と金額はどのような状況か。 ・ふるさと納税の返礼品としてどのようなものを用意しているのか。 ・ふるさと納税を増やすために村としてどのような対策と方針を立てているのか。		20分	総務課長
3	<b>○児童クラブについて</b> ・9月議会で1年生の入所については「意向調査結果を踏まえて受入れ要件など関係機関と協議する」との答弁だったが、現時点での進捗状況は。 ・現在3年生までの入所に対し、下に兄弟等のいる保護者から受入れ学年の拡大要望があるが、村としてどのように考えるか。	第9番 大西 たま子	20分	保健福祉課長
	<b>○給付型奨学金制度の導入について</b> ・21年6月の議会で給付型奨学金への拡充を求めたのに対し、「財政的に困難であるが近隣の状況を研究し検討する」との答弁であったが、その後の進捗状況は。		15分	教育長
4	<b>○千曲源流太鼓の活動状況について</b> ・現在活動が休止されていると聞いているが、その理由と経緯は。 ・今後の活動再開に向けて、村としてはどのように考えるか。	第4番 渡邊 亜子	20分	生涯学習課長
	<b>○村内における带状疱疹ワクチンの接種状況とワクチン接種への取り組み状況について</b> ・川上村診療所における今年度の带状疱疹ワクチンの接種者は何名か。 ・带状疱疹予防のためのワクチン接種に関する取り組みや助成制度の導入を検討しているか。		20分	保健福祉課長
5	<b>○老朽化した居倉減圧槽改修工事について</b> ・調査の上、改善すると村から返答をいただいている老朽化した居倉減圧槽について、現在の進捗状況は。 ・改修予定となっている老朽化した減圧槽は、設置年度がわからないほど古いもので、当時の水道管材料として水道用石綿管が使用されている可能性が考えられるが、村としてどのように考えているか。	第3番 古原 和哉	30分	建設課長
6	<b>○不登校問題に対する対策について</b> ・不登校、行き渋りの児童・生徒が過去、現在もいると思われませんが、教育委員会ではどのように認識、対応をされてきたのか。	第1番 中嶋 治樹	60分	教育長
7	<b>○「年収103万円の壁」の見直しによる村への影響について</b> ・「年収103万円の壁」の見直しが議論され税収減が焦点となっているが、村ではどの程度の減収を見込んでいるか。また、村の財政運営にどの程度影響があると考えているのか。	第7番 由井 基治	15分	税財政課長
	<b>○統合小学校の工期延長の場合の対応について</b> ・資材の調達遅れや様々な理由により、統合小学校の建設が遅れた場合、小学校統合にどのように影響し、どう対応するのか。		15分	教育長
	<b>○川上村の人口減少とその対策について</b> ・将来の人口推計が公表されてから10年が経過したが、目標よりも早いペースで人口減少が進んでいる状況を村ではどのように捉えているのか。また、今後の推計はどうか。 ・人口を維持していくための施策、少子高齢化に対する施策はあるのか。		20分	村長 むらづくり推進課長
8	<b>○防犯カメラ設置について</b> ・左岸道路の開通などにより、道路や交差点が増加しました。交通安全と防犯の観点から防犯カメラの増設が必要と思われるが、村として増設は考えているか。	第8番 林 克比古	10分	総務課長

招集年月日	令和6年12月10日			
招集の場所	川上村議事堂			
会期	令和6年12月10日 午前10時00分から 令和6年12月18日 午前11時29分まで			
出席議員	1番	中嶋 治樹	6番	井出 光
	2番	川上 真人	7番	由井 基治
	3番	古原 和哉	8番	林 克比古
	4番	渡邊 亜子	9番	大西 たま子
	5番	渡邊 正	10番	由井 秀樹
欠席議員	2番議員 (12/13)			
不応招議員	なし			
会議録署名議員	5番 渡邊 正      6番 井出 光			
地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名	村 長 由井 明彦 副 村 長 教 育 長 藤原 克朗 会 計 管 理 者 原 恭司 総 務 課 長 由井 正一 税 財 政 課 長 高見澤 光 むらづくり推進課長 原 岳司 産 業 課 長 中嶋 昌哉		建 設 課 長 藤原 英紀 保健福祉課長 由井 康奈 社会福祉協議会局長 遠藤 亮治 保 育 所 長 篠原 正和 教育振興課長 長崎 治 統合小学校推進室長 加藤 明男 生涯学習課長 原 達也	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 井出 智博 書 記 原 温子			
会議の経過	別紙のとおり			

## 令和6年川上村議会第4回定例会（第1日）

令和6年12月8日  
開会 午前10時00分

### 開 会 宣 言

- 議長（由井秀樹君） おはようございます。  
本日は全員の出席を得ております。  
ただいまから令和6年第4回定例会を開会いたします。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（由井秀樹君） それでは、日程により議事を進めます。  
最初に、会議録署名議員を指名いたします。  
5番 渡邊 正君、6番 井出 光君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

- 議長（由井秀樹君） 続いて、会期の決定についてお諮りをいたします。  
会期につきましては、過日12月5日の議会運営委員会で検討されましたので、その結果を、議会運営委員長から報告を求めます。  
議会運営委員長 林克比古君。
- 議会運営委員長（林 克比古君） おはようございます。議会運営委員会から第4回定例会の運営につきましてご報告いたします。  
12月5日及び本日役場で議会運営委員会を開催いたしました。最初に会期でございますが、本日10日から18日までの9日間といたしました。  
一般質問は、12月13日に予定しまして、通告順については、議案集綴り込みのとおりでございます。  
上程される議案は、専決処分の報告及び承認が1件、条例案が1件、令和6年度各会計補正予算案が5件、契約案件1件、陳情5件、の計13件です。  
すべての案件について本日上程し、議第79号につきましては本日質疑、討論、採決、その他の議案については18日に討論、採決の予定であります。  
慎重な審議と議論またスムーズな議会運営にご協力をお願いしまして、報告といたします。以上です。
- 議長（由井秀樹君） 議会運営委員長より、会期は本日12月10日から12月18日までの9日間とする旨の報告がございました。

委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、委員長報告のとおり、本日から12月10日から12月18日まで9日間と会期を決定いたします。

### 日程第3 諸般の報告

#### (1) 村長招集挨拶及び行政報告

○議長(由井秀樹君) 続いて、諸般の報告に入ります。

最初に、村長招集挨拶及び行政報告を求めます。由井村長。

○村長(由井明彦君) 皆さん、おはようございます。

12月に入り、朝晩の冷え込みもいよいよ厳しくなり、季節の移り変わりは早いもので、今年も残すところ後20日となったわけでございます。

今年1年を振り返ってみますと、年明け早々の能登半島沖地震にはじまり、8月には宮崎県沖を震源とした地震による「南海トラフ臨時情報」の発令、また9月には、震災復興のさなかの能登半島において記録的大雨により、人命を失う災害が発生してまいりました。

一方、明るい話題としましては、ドジャースの大谷選手の活躍やパリオリンピックでの日本選手団の健闘など世界に誇れる話題を提供してくれました。また、この9月には20年振りに新紙幣が発行され、経済活性化に向け、新たな出発の象徴として、日本経済の成長に明るい兆しをもたらしてくれるところであります。

さて、本日、令和6年川上村議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともにお忙しい中、皆様のご出席を得て開会できますことに、まずもって御礼申し上げます。

さて、今議会に提出いたしました議案の説明に先立ちまして、最近の村政を取り巻く情勢などについて申し上げます。

はじめに、国政の動きについてであります。

9月に行われた、自民党総裁選挙において、石破茂総裁が選出され、第102代総理大臣に任命されました。これにより、10月に衆議院が解散され、結果、自公過半数割れとなり、今後の国政運営については予断を許さない状況となっております。

しかしながら石破総理は、地方創生担当大臣も経験されていることから地方創生への造詣も深く、地方の活性化に重点をおいた政策を進めていただける事と期待するところであります。また、現在国会においては補正予算の審議がおこなわれており、「経済の成長」や「物価高の克服」、「被災地のインフラ復旧」などを軸とした、約

13兆9千億円の補正予算が審議されています。今回の補正予算の中には、低所得者向けの追加給付金などが盛り込まれていますので、村としましては早期給付に向けて、本定例会の補正予算案に計上し、ご審議をいただくことになっております。

続いて、国の来年度予算についてです。各省庁からの概算要求の総額は、社会保障費の増大などを背景に年々増加しております。令和7年度は、過去最大の117兆円規模となる見通しであります。

政府は予算編成にあたり、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に沿って、賃上げ支援を軸とした経済再生の実現に向け、成長分野への大胆な投資を睨んだ予算編成方針を策定しております。

村においても、来年度予算に向けて、主要事業の検討・精査を始めております。国からの交付金や補助金は、村の重要な財源となりますので、国の当初予算を見極め、積極的かつ安定的な財源確保に努めて参りたいと思っております。

次に、村内の動きですが、先般、各地区の行政連絡員の皆様から地区要望を頂戴しました。道路、水路から交通安全施設に至るまで様々な要望をお聞きしております。予算に反映する事はもとより、出来るところは速やかに着手するよう、各課へ指示を出したところであります。

最後に、本年の野菜生産について申し上げます。村内3農協の販売金額は、合計で約173億円となり、昨年比108%となりました。

また、出荷数量につきましては、昨年対比99%となっております。

本年の野菜生産状況は、8月から9月にかけての高温やゲリラ豪雨の影響により、病気の発生や生育不良が見られ、栽培が難しい状況が見受けられました。このような天候不順が続く状況においても、農家の皆さんの努力と卓越した技術により安定した生産量を確保していただいている事に、改めて敬意を表するところであります。

経費面においては、引き続き資材・肥料等の高騰が続き、今後は賃上げにともなう人件費の高騰も予想されます。国は価格転嫁の政策を進めていますが、すぐに販売金額に反映されるものでもありません。安定した経営を進めるために、村としても国、県と連携し、農家の皆様の声に耳を傾け、必要な施策を検討して参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、今議会に提出いたしました議案について申し上げます。

内容は、専決処分が1件、条例案が1件、一般会計及び特別会計の補正予算案が5件、工事請負契約案が1件の、計8件でございます。補正予算につきましては、一般会計、特別会計を合わせて、8千5百万円余の追加をお願いするものでございます。

主な内容としましては、山信農協のブロッコリー用製氷機整備に産地パワーアップ事

業を利用して4千6百万円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金追加給付分を利用した支援金に約7百万円を計上しております。

詳細につきましては、後ほど担当課長からご説明いたしますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

私の行政報告につきましては、議案集にありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上をもちまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## **(2) 議長行政報告**

○議長（由井秀樹君） 続いて、議長行政報告及び議員派遣報告を申し上げます。

議長行政報告及び議員派遣報告につきましては、議案集の中に綴り込んでありますので、ご覧をいただきたいと思います。

## **(3) 一部事務組合報告**

○議長（由井秀樹君） 続いて、一部事務組合報告を求めます。

佐久広域連合議会の報告を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =佐久広域連合議会報告=

○議長（由井秀樹君） 次に、佐久環境衛生組合議会の報告を求めます。

佐久環境衛生組合議会議員 中嶋治樹君。

○南佐久環境衛生組合議会議員（中嶋治樹君） =佐久環境衛生組合議会報告=

## **(4) 専決処分報告**

○議長（由井秀樹君） 続いて、専決処分報告を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =専決処分報告=

## **(5) 監査報告**

○議長（由井秀樹君） 続いて、監査報告を求めます。

代表監査委員 林 公上君。

○代表監査委員（林 公上君） =監査報告=

○議長（由井秀樹君） 以上、諸般の報告がございました。

ここで質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですので、諸般の報告を終わります。

#### **日程第4 一般質問**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第4 一般質問につきましては、12月13日に予定しておりますので、そのようにご了承をお願いいたします。

#### **日程第5 議第79号 専決処分の報告及び承認について**

##### **（専決第10号 令和6年度川上村一般会計第4回補正予算）**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第5 議第79号 専決処分の報告及び承認について（専決第10号 令和6年度川上村一般会計第4回補正予算）を議題といたします。  
説明を求めます。高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） =議第79号説明=

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第79号 専決処分の報告及び承認について（専決第10号 令和6年度川上村一般会計第4回補正予算）について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第6 議第80号 川上村福祉医療支給条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第6 議第80号 川上村福祉医療支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） =議第80号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、12月18日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

#### **日程第7 議第81号 令和6年度川上村一般会計第5回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第7 議第81号 令和6年度川上村一般会計第5回補正予算を議題といたします。

○議長（由井秀樹君） 説明を求めます。高見澤税財政課長。

- 税財政課長（高見澤 光君）＝議第 81 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。由井総務課長。
- 総務課長（由井正一君）＝議第 81 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。原むらづくり推進課長。
- むらづくり推進課長（原 岳司君）＝議第 81 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。由井保健福祉課長。
- 保健福祉課長（由井康奈君）＝議第 81 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） ここで 11 時 25 分まで休憩とします。

(11 時 10 分)

(休 憩)

(11 時 25 分)

休憩を閉じて会議を再開いたします。

続けて、説明を求めます。篠原保育所長。

- 保育所長（篠原正和君）＝議第 81 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。中嶋産業課長。
- 産業課長（中嶋昌哉君）＝議第 81 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。藤原建設課長。
- 建設課長（藤原英紀君）＝議第 81 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。長崎教育振興課長。
- 教育振興課長（長崎 治君）＝議第 81 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。原生涯学習課長。
- 生涯学習課長（原 達也君）＝議第 81 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 以上で、議第 81 号 令和 6 年度川上村一般会計第 5 回補正予算の説明を終わります。

本案に対する質疑、討論、採決は、12 月 18 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

## 日程第 8 議第 82 号 令和 6 年度川上村特別住宅特別会計第 1 回補正予算

- 議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 8 議第 82 号 令和 6 年度川上村介護保険事業特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（由井正一君）＝議第 82 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、12 月 18 日に予定しておりま

すので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第9 議第83号 令和6年度川上村国民健康保険特別会計第2回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第9 議第83号 令和6年度川上村国民健康保険特別会計第2回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） =議第83号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、12月18日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第10 議第84号 令和6年度川上村介護保険事業特別会計第1回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第12 議第84号 令和5年度川上村介護保険事業特別会計第1回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） =議第84号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、12月18日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第11 議第85号 令和6年度川上村簡易水道事業会計第2回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第11 議第85号 令和6年度川上村簡易水道事業会計第2回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。藤原建設課長。

○建設課長（藤原英紀君） =議第85号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、12月18日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第12 議第86号 令和6年度道路メンテナンス事業 本郷橋補修工事請負契約の締結について**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第12 議第86号 令和6年度道路メンテナンス事業 本郷橋補修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。藤原建設課長。

○建設課長（藤原英紀君） =議第86号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、12月18日に予定しております

すので、そのようにご承知をお願いします。

### **日程第 13 陳情第 9 号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化についての陳情**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 13 陳情第 9 号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化についての陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からしてその審査を総務経済委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認め、本陳情はその審査を総務経済委員会に付託します。

### **日程第 14 陳情第 10 号 価格による入札方式における最低制限価格等の引き上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定についての陳情**

○議長（由井秀樹君） 続いて、陳情第 10 号 価格による入札方式における最低制限価格等の引き上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定についての陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からしてその審査を総務経済委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認め、本陳情はその審査を総務経済委員会に付託します

### **日程第 15 陳情第 11 号 建築士事務所賠償責任保険への加入についての陳情**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 15 陳情第 11 号 建築士事務所賠償責任保険への加入についての陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を総務経済委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認め、本陳情はその審査を総務経済委員会に付託します。

### **日程第 16 陳情第 12 号 2000 年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充についての陳情**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 16 陳情第 12 号 2000 年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充についての陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を総務経済委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認め、本陳情はその審査を総務経済委員会に付託します。

#### **日程第 17 陳情第 13 号 国保制度の改善を求める陳情**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 17 陳情第 13 号 国保制度の改善を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を社会文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認め、本陳情はその審査を社会文教委員会に付託します。

#### **散 会**

○議長（由井秀樹君） 以上で、本日予定した日程はすべて終了いたしました。

なお、この後 13 時 50 分から総務経済委員会、社会文教委員会を開催しますので、各委員会室へお集りください。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労様でした。

( 散会 14 時 15 分)

## 令和6年第4回川上村定例会（一般質問）

令和6年12月13日

（午前10時00分）

### 日程第4 一般質問

○議長（由井秀樹君） おはようございます。定刻になりました。

まずはじめに、2番議員 川上真人君から定例会を欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告します。

本日は、9名の出席を得ています。これから本日の会議を開きます。

本日は日程第4 一般質問を予定しています。

日程第4 一般質問に入ります。通告順に許可します。

最初に、通告番号1 6番議員 井出 光君。

○6番（井出 光君） 皆さん、おはようございます。通告書に従い質問します。

1点目、企業誘致について。新型コロナウイルスが2類相当から5類へ移行し、社会活動も少しずつ回復に向かっていますが、川上村の企業誘致の進捗状況はどうなっていますか。企業誘致の対象企業としてどのような職種を検討しているか。

また企業誘致において、川上村のなにをアピールポイントとして、どういったアプローチをしているか、お伺いします。

企業誘致に対する税制・助成金等の優遇制度はどのようなものがあるか、教えてください。

2点目、川上犬保存会活動について。去年もお伺いしましたが、現在の川上犬の繁殖状況はどうなっているか。去年お伺いした時に、役場北側駐車場に犬舎の建設計画があると聞いていますが、私も川上犬を飼ってみて、やっぱり狭い犬舎で、主人が誰か分からない、飼い主が誰だか分からないという飼い方は、犬のためにならないので、そういう飼育公開の方法は中止をして、なにか別の方法を考えた方がいいと思いますので、その辺もよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） 6番議員の企業誘致についてのお尋ねでございます。

総合計画の中では企業誘致・創業支援と就労・雇用の2項目を計画に掲げています。中でも企業誘致は私の公約の1つでもあり、近年の農業経営の厳しさで後継ぎをあきらめたり、離農者が増加しつつある現実で、新たな働き場とするために、力をいれて推し進めていく必要がある施策であると考えております。一方で企業誘致は地方の競争が激

化しており、また川上村の産業や自然を損ねた企業を選定する必要があり、大変ハードルが高い施策でもあります。

どのような企業を検討しているかとお尋ねでございますが、豊かな自然環境や千曲川源流の清流できれいな水をPRし、そういった環境を付加価値として利用できる企業や、主幹産業である農業にメリットのある農業関係の企業を誘致できればと考えております。その上で、村のイメージを損ねるような企業を誘致するつもりはございませんので、慎重に企業を選定していかなければならないと思っております。

現在、誘致企業に対する税制上の優遇や補助制度はありませんが、企業誘致の特性上、こちらが企業を選ぶのではなく、企業から選ばれる必要があるため補助制度等を創設する必要があると考えております。

しかし、そういった制度は全国の様々な地方ですでに導入しており、近隣の佐久穂町においても土地取得費最大で5000万円の補助、佐久市や小諸市では億単位の補助など、かなり高額な補助制度を導入しております。

川上村は地理的条件においては絶対的不利であり、それ以上の補助制度としなければ企業に選ばれないと思います。

私といたしましても、現在、いくつかの企業にあたっておりますが、いまだに良い返答をいただいております。具体的なお話をできる状況ではございませんので、こちらの条件整備などを行い、積極的な情報発信をし、統合後の小学校の跡地利用とも絡めて模索してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、また担当課長の方から申し上げます。私の方からは以上です。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（原 岳司君） 6番議員の企業誘致についてのご質問の中の企業誘致に対しましての実務的なところについてお答えします。

企業誘致に関しまして、県の担当部局に相談しましたところ、村長が申したとおり、企業誘致は全国の市町村で競争が激化しており、企業誘致が進みやすい条件といたしまして、まず首都圏に近いこと、高速道路網が発達していて、なおかつインターチェンジが近いところから順々に埋まっているとお聞きしました。長野県内でも近いとは言えず、条件は厳しく、小諸市や佐久市でもかなり苦労しているとのことでした。

現在、県と相談しながら、近隣市町村の動向も参考にして補助金等の要綱制定の準備を進めているところでございます。川上村は地理的にかなり不利な状況にありますので、他市町村に比べて相当充実した支援制度が必要ではないかと考えています。

また、学校跡地利用の企業誘致については、更にハードルが上がる訳ですが、事務レ

ベルの段階では、教育関係、子供の支援関係の企業を検討しているところではございますが、まだお話できるような段階ではございませんので、具体的なものができてきたところで、議会の皆さんにご相談してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 私からは、6番議員さんの川上犬に関する質問について、お答えします。

まず、現在の繁殖状況についてです。繁殖におきましては、川上犬を所有する川上犬保存会の方々が中心となって行っており、教育委員会としては、繁殖可能なオス犬を選出し、血統の維持を支援しています。

子犬の数ですが、これは、以前にもお知らせしましたように、大変厳しい状況が続いております。令和5年中には4頭、令和6年には1頭が犬籍簿に登録されたのみとなっております。また、交配の例は現在1例のみを把握している状況で、個人のお宅で受け入れていただくことが難しく、困難な状況が続いています。

次に、犬舎の件です。現在の計画では、横5m弱、幅3m弱の広さを1室として、連結した2室を検討しておりまして、犬舎としては有効な広さがあるものと考えています。また、日常的な飼育を担当していただけるような団体、あるいは個人の方への委託を検討しており、実現すれば、ご指摘の課題も和らぐのではないかと考えているところです。

確かに、ご指摘の懸案と共に、飼育・公開の状況が悪くなりますと、犬の為にも良くなく、動物保護団体や熱心な愛犬家の一部の方よりご心配いただき、ご指摘を受ける状況となることも承知しているところであります。

また、絶滅してしまう可能性も秘めておりますので、飼育すらできない状況となってしまうかもしれません。

このような状況にあるからこそ、飼育・繁殖のための施設は必要であると考えているところです。兼ねて、公開できるものが良いのではないかと思います。いずれにしても今の現状を変え、子犬の産まれる数を増やすために、川上犬犬舎は、必要なものであると考えていますので、引き続き整備を図りながら、川上犬保存会と協力し、保護に努めてまいりたいと考えていますので、ご理解いただければと思います。

私からは以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。井出 光君。

○6番（井出 光君） 企業誘致についてですけれども、川上村は地理的にも人口が少ないという点を見ても、非常に不利な所があるのですけれども、企業誘致自身が人口増加を招くという利点もありますので、村長はあと任期が3年ありますが、その間に1社で

も2社でもなんとか誘致をお願いします。

あと川上犬の件ですが、血縁の保存を一生懸命やっていただいて、犬舎もストレスのない状態で飼えるようにお願いします。

先ほどもお話のあった専門の飼育員がいれば一番いいと思うけれども、それだと金銭的な面など難しいと思うけど、できるだけその方向で見ていただければ、今の場所でも飼育に問題ないと思いますので、そちらの方向で進めてください。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で、井出光君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号2 5番議員 渡邊 正君。

○5番（渡邊 正君） 改めておはようございます。通告に従いまして2点質問いたします。

まず1点目ですが、本年の野菜生産販売戦略協議会の活動状況についてお伺いいたします。

今年の野菜生産については、販売数量が前年と比較し、概ね減少、また、販売額は前年と比較して、概ね増額の結果になりました。今年は調整廃棄が少なかったものの高温や集中豪雨等により野菜の品質が良くない状況が続いたと思います。さらに資材や労力、運賃等の値上げも相まって、厳しい状況であると考えています。

さて昨年からは野菜生産販売戦略協議会の質問をしてきましたが、今年度予算化した野菜PR事業はどのような内容になるのか。また進捗状況についてお聞かせ願います。

2点目ですが、ふるさと納税について質問します。

ふるさと納税制度は自治体の人口減少による税収の減少対応や、地方と大都市の格差是正対策として平成20年からスタートしています。応援したい自治体に寄付をし、その寄付金額が所得税や住民税から控除される仕組みになっています。さらに自治体に寄付した場合に寄付金額に応じて、その地域の特産品等を送ってくれることから昨今話題を集めています。

そこで、川上村のふるさと納税の状況についてお尋ねします。

以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。中嶋産業課長。

○産業課長（中嶋昌哉君） 私からは、野菜生産販売戦略協議会の活動状況のご質問にお答えいたします。

今年の野菜生産の状況は、村長の議会招集あいさつの中でも申し上げたとおり、非常に高温で天候が不安定の中、3農協の販売実績の速報値で前年比108%と、当然個人差はありますが比較的良好であったと伺っております。

しかしながら、議員がおっしゃられたとおり、燃料の慢性的な高値など物価高騰や、

人件費の上昇など農業経費の全般が高く、経営を圧迫し厳しくて、ただ1年良かっただけではどうにもならない、という声も聞こえてまいります。

ご承知のとおり、諸経費がいくら上がってもそれを販売価格にそれぞれの判断で転嫁できないのが野菜であり、農協など生産団体の皆さんは様々な折衝に大変なご苦労されていると考えます。

こうした状況下で村としても山積する農業課題を生産団体の皆さんと情報を共有し、検討、解消すべくこの協議会を設置しております。

今回は、協議会としての今年のPR事業についてのご質問ですのでお答えします。

事業概要としては、当初予算説明の際に担当からご説明させていただいた内容と大きく変更はございませんが、大手FMラジオ局、FM東京になりますが、動画を制作してユーチューブ上で公開、またラジオ番組で本村のレタスの話題を取り上げていただいたり、ラジオ局のYouTubeに動画を取り上げてもらうと同時に、社会的に発信力のあるインフルエンサーがSNSを通じて拡散するものであります。

これまでも村独自で動画などを作成し、村のホームページ等で公開してきましたが、それをいかに拡散したり、見てもらうかという点が課題となっております。

動画についてはラジオ局のYouTubeで公開されるほかにターゲットを絞って、YouTubeで動画を見ているときに強制的に流れてくる広告CMとしても再生を予定しています。回数は10万回の予定です。

また、今回起用したインフルエンサーは女優、モデルの高山都さんで著名な映画やドラマにも出演され、マラソンや料理を特技とし、ファッションや料理といった彼女のSNS、インスタやX（エックス）のフォロワー数は27万人余りで、今年本村が作成した動画にも出演していただいております。

今年度は、動画制作のため、村内の農業の様子や村外の様々な場所の取材等を行い、現在素案の動画を編集中であり、1月中には試作品の報告がある予定です。

来年、出荷が始まると同時に効果的に拡散できるように、また消費拡大やブランド力の向上につながる成果品となるよう協議してまいりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） ふるさと納税についてお答えさせていただきます。

川上村への今年度ふるさと納税の人数と金額はどのような状況かのご質問でございますが、川上村のふるさと納税には4通りの方法がございます。ふるさと納税を主に行っております、「さとふる」というサイト、「楽天ふるさと納税」から申し込む方法と、「ふるさと応援納税電子クーポン」の3系統が通常のものとなっております。

また、直接申込みいただく方もおまして、こちらは通常の寄附として取り扱わせていただいております。

先ほど申しました、さとふる、楽天ふるさと納税、電子クーポンの3種類からの、本年度のふるさと納税の寄附の件数ですが、34件となっております、寄付額は539,000円となっております。

続きまして、ふるさと納税の返礼品としてどのようなものを用意しているのか、というご質問ですが、こちらは、先ほど申しあげました、さとふると楽天ふるさと納税におきましては、ふるさと納税していただきます金額に応じて返礼品をお送りすることとなります。

返礼品は全部で17種類用意しておりますが、例えば、この時期には生産しておりません玉レタス等は受付期間外となっております、現在選べる品目は3種類となっております。

また、本年度から始めました、川上村ふるさと応援納税電子クーポンは、ゴルフ場やキャンプ場を利用させていただいた方に、ふるさと納税をしていただきますと、その返礼として電子クーポンでお返しします。ふるさと納税者に電子クーポンをお出しし、そのクーポンの額によりその日の清算からでも利用できます。次回以降のゴルフ場の利用代金、キャンプ場の宿泊代金等の利用の代金に充てられるというものです。今年度から電子クーポンを利用可能とさせていただいております。この方法での寄附件数は11月現在で12件324,000円にもなっております、今後もこの方法によるふるさと納税が増加し、より多くの方に利用していただきたいと思っております。

ふるさと納税を増やすために、村としてどのような対策と方針を立てているのかのご質問ですが、さとふると楽天ふるさと納税経由の寄附に置きましては、特産品や地域の品物が少ない当村ではありますが、何か目新しいものを開発したり、他市町村の返礼品を参考にしながら、川上村の特性を生かした返礼品を用意したいと考えております。例えば、代表的な農産物、林産物、地域の暮らし等の中から見つけ出せればと思っておりますので、何か良い案がありましたら、お寄せいただきたいと思っております。

先ほども申しあげましたが、ふるさと応援納税電子クーポンについては本年度からの取り組みになっております。予想以上の寄付額を頂戴しております。今後も、電子クーポンを利用できる場所等を増やしていき、使いやすさも兼ね備えた電子クーポンとしていければと思っております。

たまたま昨日ニュースを見ておりましたら、東京都23区のある区ではふるさと納税の返礼として電子クーポンを利用して、多くの方々からふるさと納税をいただいているということを伝えておりました。寄付品目の少ない自治体にとりましては、電子クーポン

は有効な方法とっております。

いずれにしても、魅力のある返礼を準備できればとっておりますので、今後もさらなる検討を進めてまいりたいとっております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。渡邊議員。

○5番（渡邊 正君） 野菜ピーアール事業について進捗状況は分かりました。これから野菜生産にむけて有利な販売ができるようお願いして、1つ目の質問は終了したいと思います。

本村のふるさと納税については今課長から説明がありましたように、特に目玉となるような特産品がなく非常に不利な状況に置かれていると思います。先般長野県が中学校の部活動運営の財源としてふるさと納税を活用していくことを知りました。全国の企業や団体から寄付を募り、クラブ指導者に支払う謝礼や運営費に充てるということで、返礼品はありませんが、その代わりに協力した企業や団体に県のホームページで支援の報告を行い、企業価値の向上になるというメリットがあります。

このように返礼品がなくても寄付を集めるチャンスは創意や工夫により生み出されると思います。また村の自然を活用をした体験型のふるさと納税も有効かと考えてます。先進地事例も参考にしながら、ふるさと納税のより良い活用をしていただくことを願い、私からの質問を終了いたします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で、5番議員 渡邊 正議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号3 9番議員 大西たま子さん。

○9番（大西たま子君） 通告に基づいて2点について質問いたします。

はじめに、児童クラブの入所について2項目にわたり質問します。

1項目目は、今年の9月議会で質問いたしました。その進捗状況とどのように進んでいるかについて質問いたします。質問の内容は、新しく入所した児童が4月から児童クラブに入所できるように求めたのに対して、保護者と意向調査と関係機関で協議を行うという回答がありました。これはどのように進められたのか、伺います。

同じく児童クラブの2項目目は、現在3年生までしか受け入れておりませんが、4年生以降も、4年生になっても入所できるようにと保護者から希望が出ています。村はどのように対応していくのか、伺います。

3点目は3年前の6月議会で就学を希望している学生、生徒が経済的理由で将来必要な知識や技術などを身に付けることが諦めることがないように給付型奨学金制度ができないか、質問しましたが、その時のお答えは、財政的に厳しい、近隣の状況を調べてみるとの回答でしたが、その後どのように検討されてきたのか、伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） 9番大西議員の「児童クラブについて」のご質問にお答えいたします。

前回の9月定例会では、児童クラブを利用しているご家庭を対象にニーズ調査を行い、調査の結果をもとに児童クラブの拡充を図っていきたいと答弁いたしました。

現在の進捗状況ですが、先月11月にニーズ調査が終了し、現在は結果を精査しながら来年度への拡充内容を検討しているところです。

アンケートでは多岐に渡るご要望があり、要望度の高いものから実施したいところがありますが、限られた施設や支援員の数の確保と充実などの課題等がありまして、すべてのご要望をすぐに対処することは厳しい状況にあります。

しかし、要望のあったものの中から、来年度すぐに実施できる部分については、速やかに対応してまいりたいと思います。具体的に検討している内容としましては、「夏休みの開所時間を早めること」「春休みの開所を新規に実施すること」「新1年生を早期に受け入れること」の3点となります。

まず1点目の「夏休みの開所時間を早めること」についてですが、昨年度から拡充したところですが、さらに時間を早めてほしいとの要望がございましたので、開所時間を15分繰り上げ、来年度は午前8時からの開所を目指してまいりたいと思います。

次に、2点目の「春休みの開所を新規に実施すること」ですが、春休みを実施する場合、学生アルバイトも含め支援員の不足により、2か所での開所が困難になることが予想されるため、1か所で試験的に開所してみることを、現在検討しているところです。

最後は3点目は「新1年生を早期に受け入れること」です。新1年生が5月からの利用開始となっている理由はいくつかございますが、その中の一つとして、他学年と日課が大きく異なることがあります。入学当初は給食もなく、11時頃に下校となります。給食が始まり、他学年との日課が同様になる時期からであれば受け入れが可能と思われますので、そういった点を考慮しながら、早くて来年度から、受け入れできるように調整を図ってまいりたいと思います。

ご質問の後段にありました「4年生以降の受け入れについて」ですが、ニーズ調査ではそれほど多くのご要望はございませんでした。また、この対象年齢拡大に伴い、児童クラブに在籍する児童数が増加することが予測され、1クラブあたりの定員、施設面積、支援員の数など運営基準の課題もありますので、現時点での実施は大変厳しい状況です。

先月アンケートを実施したばかりのため、現在は実施の検討段階ではありますが、現状の支援員数以上を確保した上で、先ほど申し上げた3点の拡充内容を実現できるよう各部署、各団体、保護者の皆さん等と調整を図りながら進めてまいりたいと思います。

今後も保護者の方の要望に常に耳を傾けながら、入会申請状況および施設状況により、入会選考基準に沿った対応を適宜行ってまいりたいと思います。

速やかな対応を心掛け、必要な人が必要に応じて利用できる児童クラブを目指してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 9番議員さんの給付型奨学金制度の導入について、お答えします。

給付型奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構によるものや、民間の団体がやっているもの、大学独自に設けている場合など、多様な状況になってきています。また、長野県でも給付型の信濃学生応援奨学金がスタートしています。しかし、市町村においては、給付型の例は少ないようで、近隣町村でも導入されていません。他の市町村がどうだからということではありませんが、現在の川上村奨学金制度との兼ね合いからも、給付型の奨学金制度を新たに導入するのは、その給付基準も厳しくなることなど、最善の方法とは言えないのではないかと考えています。

一方、近隣では、奨学金の返還に対して、支援する制度を導入している例が多くみられます。また、県でも返還支援制度導入企業をサポートする事業を開始し、県内企業に就職した方の支援をしており、村内でもこの制度を利用する企業もあります。これらの多くは、帰郷あるはIターンなどで居住しながら、一定地域内に就労し、奨学金の返済を行った額に対して支援するケースが多いようです。こちらの制度では、帰郷定住促進を促すような政策にもつながっています。

今後、川上村としても、こちらの支援制度を研究し、奨学金返済への支援とともに定住化につながるようなものとしての制度を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。9番大西たま子君。

○9番（大西たま子君） ただいま保健福祉課長からお答えいただきましたが、私が思っていた以上に、かなり成果のあるお答えをいただいたと思っております。来年は春休みも実施をするということで、それは素晴らしいことだと喜ばしく思っています。

しかし新1年生が入るのは曖昧だと思って再質問いたします。いろいろ新しく入った子供たちに対して通学指導があるとか、学校給食が始まらないとか、あとは生活時間の格差があるからということで、ちょっと渋っている部分がある、その足並みが揃うまでのくらいかかるのでしょうか。まさか1カ月かかるというようなことはないと思うのですが、それはちょっと危惧するところです。

国では児童クラブ運営方針というのが定められています。新1年生については保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要があるとしてあります。しかし来年度はどのような時間から実施するのか、その辺を明らかにしていただけないか、伺います。

またそれが難しいということでしたら、お弁当を持参するとかあるいは学校や指導員との連携を図って通学指導をすとか、そういう工夫ができないのか、その辺も含めて質問します。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） 今のご質問にお答えします。来年度の新1年生につきましては今年度中どのくらいの児童クラブを利用するか、調査を行いまして、来年度4月なるべく早い内に受け入れのできる体制を取りたいと思っております。ただ、支援員の数ですとか、その調整等がありますので、早めに受け入れができるように進めてまいりたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 大西議員。

○9番（大西たま子君） 5月とは言わず、この指針では4月1日から受け入れを可能にする必要があるとうたってあります。この4月1日に沿うようなかたちでの実施をよろしくお願いいたします。

もうひとつの質問の4年生からの受け入れについてです。やはり子供たちは3年生までは児童クラブで過ごして、大勢の子供たちと放課後過ごしたのですが、それが4年生になると、1人で家に帰って、1人で留守番をするという状況になると思います。もうひとつ兄弟のある子は、上の子は家庭に帰り、下の子は児童クラブで別々に過ごしているという状況も聞きました。そうすると保護者にとっては上の子は一人で留守番大丈夫かなとか、今日は雨が降っているがちゃんと帰れたかなということで大変心配が多いと思います。下の子は児童クラブへ行っていますけれども、上の子と一緒に家に帰りたいたいという子もいると聞きました。やはり保護者が安心して仕事ができるように、それで子供たちの安全も守れるように、保護者が安心して、このような状況だったら大丈夫だというふうに安心できるようになるまでは、やはりその区別をしない方がいいじゃないかと、線引きをしない方がいいじゃないかと思うのですけれども、その辺はどのように考えているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） ご質問にお答えします。新1年生の受け入れの数とか把握した上で可能な限り受け入れはしていきたいと思っておりますが、1年、2年、3年を優先的に受け入れをいたしまして、あと施設の受け入れ要件が1人1.65㎡以上とか基

準等がございますので、そういった施設基準や人員配置の基準、支援員の確保を見ながら今後検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 大西議員。

○9番（大西たま子君） やはり子供たちが児童クラブへ行くことで大変大きな変化、成長が見られると思います。異年齢で児童クラブは生活をしています。そうすると、見に行くとやっぱり異年齢で一緒に遊んだり、あるいは勉強を見たり、ゲームをしたりとか、今子供たちは少子化の中で異年齢で、しかも外で遊ぶということが大変難しい状況になっています。親の状況にしても働かざるを得ないという事情もあると思いますし、また人材が足りないと言っているところでは若いお母さんたちの力が大きく発揮されています。そういうところではぜひお母さんや子供たちのためにも児童クラブは大変重要な施設になっていると思いますので、さらにより良い方向に検討していただけたらと思っています。以上でこの質問は終わります。

次は、奨学金のことについて質問します。村には保健師さんに特化した就学資金免除規定があります。これは平成9年4月から実施された、川上村保健師就学資金貸与規定第10条にあります。勤務成績優秀と村長が認めた者について、3年間働き、さらに3年間働いた者について償還を免除するということが書いてあります。

南佐久の地域でも、先ほど教育長がおっしゃってございましたけれども、奨学金の一部を免除している、給付型ではなく、奨学金を免除していると言っていましたけれども、このような方法を支援するというかたちで村としても拡充していくというふうに捉えてよろしいのでしょうか。先ほどの答弁に対して、もう1個明確なお答えをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） これからも、先ほども申し上げましたけれども、支援の方を充実してやっていきたいと思っております。奨学金の給付型というのではなくて、変換に対しての支援をこれから制度設定等を考えていきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（由井秀樹君） 大西議員。

○9番（大西たま子君） 分かりました。村として制度改革をしていくということで、いづれ奨学金を払う時に支援をしていくというふうに考えてよろしいわけですね。

やっぱり給付制度は財政的に村としてやるのは難しい部分があるのかなと予想するのですが、期待によっては寄付金、フライドハンティング、あるいはふるさと納税などの基金を積み増しして、運用しようとしている動きもあるというふうに聞いておりますし、実際そういう所も見られます。今国の教育予算は先進国の中で最低、高等教育は家庭に押し付けられているのが現状です。村独自でそういうふうにもいろいろ工夫をす

れば給付型もできないわけではないと、努力していただきたいと思います。

先日ある方から、村の中の方ですけれども、将来ある子供に教育は必要だからと畑を売って学費を工面している人がいると聞きました。生業である畑を削って子供に託すということは大変切ないことではないかと心が痛みました。

今、国は大学を法人化したあと、運営交付金を削減し、私立大学への助成も削っています。その結果、国公立、私立大学では軒並み学費が値上げされ、学生は学業とアルバイトで苦慮していると聞きました。

私の質問に対し、かなり積極的な方法が提案されましたので、それを歓迎したいと思います。児童クラブも奨学金も子供たちへの将来の投資であると考えていますが、村の将来をどう描いて発展させていくかということを考えた時に、やはり大きな課題だと思いますので、これをさらに推し進めていただきたいとお願いして、私の質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で9番議員大西たま子さんの一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号4 4番議員 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子君） 通告書に従い、2点質問します。

ひとつ目は生涯学習課長に質問します。現在、千曲源流太鼓の活動が停止になっていると聞いているが、それについて経緯を伺います。千曲源流太鼓はこれまで地域文化の象徴として活動してきましたが、現在その活動が停止しているように見受けられ、この状況については住民の間でも心配の声が聞かれます。千曲源流太鼓の活動が現在休止されている理由や経緯について伺いたい。

千曲源流太鼓の活動再開は地域の活性化や次世代への文化継承にとって大変重要だと思われませんが、活動再開に向けてどのように考えていますか。

二つ目は保健福祉課長に質問します。村内における带状疱疹ワクチンの接種状況とワクチン接種の取り組み状況について、近年带状疱疹の発症状況が増加傾向にあると報道などで目にする機会が多くあります。带状疱疹にはワクチン接種が効果的であると認識していますが、接種費用が1万円から4万円と高額であるため多くの住民が費用負担を理由に接種を控えている可能性が考えられます。

川上村における現在の状況と今後の取り組みについて2点伺います。

1点目、川上村診療所における今年度带状疱疹ワクチンの接種者は何名でしょうか。

2点目、長野県内で助成金を出している自治体は昨年までの6市町村から今年度21市町村になりました。近隣では、南牧村、小海町が助成金を出していて、自治体の向き合い方には温度差があることが伺えます。

川上村では带状疱疹予防のためにワクチン接種に対する取り組みや、助成制度の検討をしていますか。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。原生涯学習課長。

○生涯学習課長（原 達也君） 私からは、千曲源流太鼓の活動状況についてのご質問にお答えします。まず、活動休止の経緯と理由について説明いたします。

千曲源流太鼓は主に5月の山菜まつりに合わせ、4月から練習を行っていました。以前は20代、30代の男性も加入していましたが、消防団の活動時期と重なることから太鼓の練習に参加できず、山菜まつりまでに曲が覚えられないといった理由等により脱退しております。

20代、30代の女性も参加していましたが、主には結婚、子育てというライフステージの移行により、活動への参加が難しくなったことで休会しております。

休止前は60代男性2名、60代女性1名、40代女性1名、30代女性3名、30代男性1名の計8名という構成でしたが、先に申した理由により徐々に活動に参加できる方が減っていき、これ以上の活動が困難となったことから、平成28年を最後に活動休止することとなりました。

募集も毎年行い、応募してくれた人もいましたが、やはり男性は消防や仕事の都合で活動に参加できず、女性は結婚・子育てを機に参加が困難となったことから、継続して活動できる方はいらっしゃいませんでした。

子どもたちを対象とした授業や生涯学習教室において太鼓を指導することも行いましたが、指導者が仕事上の怪我により活動が困難となって以来、現在も行っていない状況です。以上が活動休止に至った経緯となります。

今後の活動再開に向けて、村としてはどのように考えられるかについて、ご説明いたします。伝統文化である千曲源流太鼓の再開は、地域の活性化や次世代への文化継承など村にとっても重要な役割がありますので、再開に向けて検討をしていきたいと思っております。

今後千曲源流太鼓旧メンバーと、再開方法等について話し合いを設ける場を持つように予定しておりますので、知恵を絞り、良き方策を模索してまいります。

私からは以上です。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） 4番渡邊議員の村内における带状疱疹ワクチンの接種状況とワクチンの接種への取り組み状況について、二つのご質問にお答えします。一つは川上村診療所の接種状況について、もう一つはワクチン接種に関する取り組みや助成制度についてということでございます。

その前に带状疱疹の概要を簡単にご説明いたします。

带状疱疹は、過去に水ぼうそう（水痘）に感染した人が、加齢や過労、ストレスなど

をきっかけに免疫力が低下することにより、体内に潜伏する帯状疱疹ウイルスが再活性化して発症するものです。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1の方が発症するとされています。

治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースや角膜炎、顔面神経麻痺、難聴など引き起こし、重い後遺症が残る危険性もあります。この帯状疱疹の発症予防のために、50歳以上の人や感染リスクの高い人を対象に、生ワクチンや不活化ワクチンが有効とされていますが、いずれも任意接種で、生ワクチンはおよそ1万円、不活化ワクチンはおよそ4万4千円の自己負担が必要で、接種費用が高額であるため接種をあきらめる高齢者も少なくありません。

一つ目のご質問であります「川上村診療所における今年度の帯状疱疹ワクチンの接種者数は何名かについてですけれども、昨年度は13の方が接種し、今年度は、4月から12月までの9カ月間で10の方が接種しております。接種した方の年齢は60歳以上の方がほとんどで、診療所では、不活化ワクチンを2回接種し、およそ4万円程度の自己負担が必要となっています。

次に二つ目のご質問の「帯状疱疹予防のためのワクチン接種に関する取り組みや助成制度の導入を検討しているか」ですが、全国の助成制度の導入状況は、現在、任意接種で全額自己負担ですが、約700の自治体が独自に助成をしております。長野県内においては21市町村、郡内においては3町村が助成をしており、県内においては、概ね予防接種を希望する50歳以上の住民の方に、対象者1人につき1回もしくは2回を上限に、生ワクチンまたは不活化ワクチンのいずれかの接種に、3,000円から20,000円程度の接種費用の一部を助成しております。

国では、厚生科学審議会において、帯状疱疹ワクチン接種を定期接種に加える検討が進められており、「有効性」「安全性」が確認され、「費用対効果」も良好だったことから、今年6月に「定期接種化」に含める方針を決めました。定期接種になると一部公費補助となり、予防接種による健康被害が発生した場合には、「予防接種健康被害救済制度」の対象ともなっております。

また、厚生労働省から正式な通知は現在まだ出ておりませんが、今年12月6日の新聞などの報道によりますと、定期接種を来年令和7年4月から65歳を対象に始める方向で厚生労働省が検討し、65歳を超える人も接種できるよう5年間の経過措置を設け、近く同省の有識者会合で議論すると、関係者の話で分かったとのこと。今後、本村においても国の動向を見ながら、経済的な負担を少しでも軽減できるように、予防接種の環境整備に向けた議論をしてまいりたいと思っております。

また、最後になりますけれども、帯状疱疹は免疫力の低下によって発症するため、帯状疱疹の予防には、日頃の「体調管理」も非常に重要です。「食事や睡眠をきちんととる」「疲れたら休憩する」「適度な運動を心がける」など、免疫力を低下させないよう日頃から「規則正しい生活習慣」にも心がけていただくための「正しい情報」や「知識」をより多くの村民の方に、予防の重要性を発信し、さらに健康づくりをサポートしていただきたいと思います。

私からの説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子君） 最初の件ですけれども、現在停止されている理由、消防団の方の練習とか、子育ての方とか様々な事情があり、停止している理由は分かりました。そしてまた今後に向けて前向きな意見をいただき安心しました。今回、千曲源流太鼓を調べている内に山菜まつりで千曲源流太鼓を見ていた方の記事を目にしましたので、聞いてください。

「子ども太鼓を演奏されていたのは、諏訪湖囃子と勇み駒だと思うけれども、どこにもない振付をされていて、バチを持って数か月にはとても見えませんでした。こうやって次世代の子供が育っていくのはいいですね。見栄えのするととても素敵な太鼓でした。練習も大変だったのではないかと書いてあり、嬉しくなりました。

そう感じている方は村内に多くいたと思います。古くは1990年の花博、長野オリンピック、姉妹都市のワトソンビル市との交流や山菜まつり等で披露してきた源流太鼓で、大人も子供も一緒になり、太鼓を打つ姿を目にし、自分も感銘を受けたのを覚えています。

地域文化には郷土の愛着や誇りを培い、コミュニティを形成する役割があると思います。その文化のひとつに千曲源流太鼓もあるはずで、子供たちに希望者を募ったり、公民館教室、生涯学習教室などで興味のある方を探してみるのも良い考えだと思います。川上村総合計画の現状と課題では伝統文化の継承は思うようにできていない、取り組みについては担い手の育成に努めますと書いてあります。30年も歴史のあるものです。あの頃子供太鼓を経験した方も大人になり、興味を持ってくれるかも知れません。

時代とともに状況が代わっていくのは仕方ないと思います。どうしてもやれということではないのですが、村が持っている財産を使って、地域文化の継承をぜひお願いしたいと思い、私の質問を終わります。

次に、帯状疱疹について。適切なお説明をいただき、理解できました。村内のワクチン接種者は今年10名、昨年13名、他の医療機関で受けられた方もいますので、もう少し多いと思いますが、高額な医療費をかけてまで、それだけ多くの方が帯状疱疹に対し

不安を持っていることに驚きました。現在村内では高齢者肺炎球菌ワクチン、コロナワクチン、インフルエンザワクチンに助成金が出されていて、ワクチンに関して経済的負担を軽くできる環境にあることについては大変有難いことだと思っています。

先ほどご説明いただいた内容を踏まえ、以下の点を提案させていただきます。

現在帯状疱疹の患者が増加傾向にあるため、特に高齢者や他にもリスクの高い方々への対策が急務と考えています。この件について調べ出した時からワクチンについて国の動向を見ていましたが、今回国で定期接種が決まりそうだという報道を見てうれしくなりました。

つきましても自治体として地域住民の健康を守るために帯状疱疹予防の啓発活動とともに、ワクチン接種に関する助成制度の前向きな検討をお願いして質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で、4番議員渡邊亜子さんの一般質問を終わります。

ここで11時25分まで休憩します。

（休 憩）

（11時25分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。 通告番号5 3番議員 古原和哉君。

○3番（古原和哉君） 3番議員通告に従いまして、一般質問を行います。

私からは上地区に水道の進捗状況について伺います。調査の上改善をすると村から返答をいただいている老朽化した居倉減圧槽について現在の進行状況を伺います。

また、改修予定となっている老朽化した減圧槽は設置年度が分からないほど古いもので、当時の水道管材料として水道用石綿管が使用されている可能性が考えられます。このことについて、村としてどのように対応していくのかお聞きします。

以上、私からの質問です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原建設課長。

○建設課長（藤原英紀君） 私からは老朽化した居倉減圧槽改修工事についてお答えします。

居倉の減圧槽の老朽化対策に係わる改修工事についての質問ですが、今年度令和6年度の当初予算に居倉減圧槽の老朽化対策について、調査費用を計上しております。9月に入札を行い660万円で新日本設計株式会社が落札し、現在その調査を進めているところであります。工期は来年3月までとなっており、今後の水量や水圧など諸々を推計する水理解析を行なっているところでございます。

水道部門については、今年度から所轄が厚生労働省から国土交通省へと移管されたところですが、補助メニュー等の整備はまだまだ村にとって有利になるものは出てきておらず、もう少し時間がかかりそうです。

このため限られた財源の中で効率的な成果をあげるため、現在行なっている調査結果をもとに、現在の減圧槽を廃止し、地中型の減圧弁に変更する案やまた減圧槽そのものを更新する案など複数案を検討していきたいと考えているところでございます。

次に石綿管、アスベストを使用した水道管についてでございますが、石綿を使用した水道管についてですが、昭和 30 年代の水道普及期に、鉄不足や安価であったなどの理由により多く使用され、すでに製造は中止されていますが、本村においては使用している本管は今まで本管改良工事を行っているところでございますが、支線やそういった残っている既設等で使用されている可能性はゼロでないと推測されるところでございます。

石綿による水道水の健康にかかわる影響については、厚生労働省では平成 4 年に水質基準を改正した際に、石綿管（アスベスト）の毒性について評価しており、石綿（アスベスト）は解体工事等から出る呼吸器からの吸入に比べ経口摂取に伴う毒性は極めて少なく、また水道水の石綿（アスベスト）の存在量は問題になるレベルにないとの評価結果から水質基準の設定を行わないこととしているところでございまして、現在当村でしている水質検査ではこの測定値はない状態であります。

また、世界保健機関の WHO が策定しているガイドラインにおいても同様の結論付けがされているところでございます。

このことから石綿管を通過した水は、健康影響について問題ないとされているところでございます。しかしながらそういった問題と併に、既存のそういった古い施設、老朽化した施設の使用に多方面で住民の皆さんから不安があることは承知しているところでございます。できるだけ早くこの居倉の減圧槽の改修工事を進めていきたいと思っております。

また調査設計の結果については、議員の皆さんに結果を提示したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 古原和哉君。

○3番（古原和哉君） 様々な指標から水道インフラの老朽化が進んでいるのは間違いのないと思います。しかし天地自然すべての生命は水から始まるものと考えられます。人体にも影響があるのかわかりませんが、早急な対応をお願いをしたいと思っております。

私からの質問は以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で3番議員 古原和哉君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号6 1番議員 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 1番議員 中嶋治樹です。過日、通告した質問に入ります。

先月発表された最新の文部科学省の調査結果によると、昨年度全国の小中高校などにおけるいじめの認知件数は約73万3,000件と過去11年間で最多となりました。一方小

中学校からの報告のあった不登校の児童・生徒の数は合わせて 34 万 6,482 人と前年度から 15.9%と増加し過去最多となりました。およそ 4 割が学校内外で相談や指導を受けられないということです。

川上村においても毎年少なからず不登校児童・生徒の問題はあり、現状学校での対応のみとなっています。不登校の原因はいじめだけではなく心身の不調、環境への不安など複雑になっており、学校、家庭だけでは対応が難しくなっております。

そこで教育長にお伺いします。今現在村内における不登校児童・生徒の数と、これまで教育委員会では不登校問題に対して学校からどのような報告を受け問題を把握し、どのように対応してきたのかお教えてください。

近隣市町村へ不登校児童・生徒の取り組みを調べたところ、中間教室を設け学校へ行き難い子供たちが過ごす場所をつくるために行政が積極的に取り組んでいます。川上村ではそのような取り組みをしていないと話したところ、今どきあり得ないと大変驚かれました。川上村のさまざまな教育問題に対する認識・知識があまりにも低く、近隣市町村から大変遅れを取っていることに危機感を持っていただき、憲法 26 条にも定められている子供たちの教育を受ける権利が守られるようにするため、不登校児童や学校に行きにくい子供たちが安心して過ごせるよう、中間教室の設置について可及的速やかに設置をしてください。

不登校児童・生徒の問題に対し、川上村の教育を担うトップとしていかががお考えであり、どう対処しようとしているのかお聞かせください。以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 1 番議員さんの不登校問題に対する対策について、お答えします。

まず、国や県などの動きについて説明します。国などでは、不登校とは概ね 30 日以上病気やけが以外で休む児童・生徒を指すとしており、文部科学省は全国的に不登校者が増加傾向にある中で、平成 28 年 12 月に義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律を定め、すべての児童・生徒が豊かな学校生活を送ることや、多様な学習活動の状況を踏まえて、状況に応じた必要な支援を行うことが求められることとしています。法律に対応して基本方針が国や県より定められており、不登校に対して不登校を生まない学校づくりや、不登校児童生徒への支援などが盛り込まれています。

また、不登校児童生徒の数ですが、長野県が今年の 10 月に発表した令和 5 年度調査の結果では、児童生徒は 7,060 人で昭和 4 年から 1,325 人増加しています。さらに不登校傾向の児童生徒はそれをはるかに超えていると言われていています。深刻な状況であると考

えています。

さて、当村ですが、過去から現在まで少なからず不登の児童生徒がいる状況です。また原因や理由も様々ですが、把握に努力し、対応しています。

教育委員会としましても、ことあるごとに報告を受けるとともに、月1回行われる三校校長教育長会で、詳細な状況の把握や支援内容を把握し、協議を重ね、個々に応じた学びの場を確保されるよう指導・支援を行なってきました。

また、教育委員会定例会などを通じて委員皆さんからの意見を取り入れながら対応にあたっているところです。

学校現場では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの定期的な相談や支援員による対応、養護教諭のきめ細かな対応などにより、保健室あるいは支援教室など、個々の様子に応じた支援により、まったく登校できない日がなくなるように努めていただいています。

また、個別の支援会議を開催し、必要に応じて教育委員会も出席する形で話し合いを行なっているところです。学習機会の確保という面ではICTを活用したり、リモート授業の実施などにより、学習できる環境をつくっています。また南牧村で設置している中間教室を利用させていただくなど対応も行なっています。

しかし今後、増加する傾向を予測したとき、現在の対応では困難な状況に陥ることが予想されますので、未然に防ぐ手立てや、すべての子どもに「自分の居場所」がある学校、生き生きとした学べる授業などに向けて、教育委員会として支援、指導していきたいと考えています。

また、本村における不登校児童ですが、子どもたちのことがありますので、一応小中を合わせて5人ということでもあります。それ以上のことはなかなか個別のことですので申し上げられません。以上です。よろしくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 答弁をいただいでいくつか質問したいと思います。

まずスクールカウンセリングの先生等で対応しているということですが、この件に関しては、私の認識の中では多分まったく足りないのではないかと思います。そういうところに教育委員会からもう少し支援の方をすとか、そういうことを望みたいと思います。

それと中間学級、先程南牧村の方使用させてもらっているということですが、そういう近隣にあるところが使えるということができれば、大至急そういうことも広く村民の方、保護者の方にお伝えして、そういうところが柔軟に使えるような体制を行なってもらいたいと思います。

私がちょっと調べたところだと、今、教育委員会、学校等では対応ができなくなったときに、専門の先生等を入れて対策を考えるようなこともしている市町村、行政もたくさんあると思います。私の知る限り、たまたま川上村に教育委員会に若月先生という元校長をやっていた方がいらっしゃると思いますが、若月先生は校長を経験していたり、そういう問題にも詳しいとは思いますが、なぜ川上村は今までそういうことが、そういう先生というか職員だと思いますが、対応がなされなかったのかちょっとお伺いしたいです。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 村としてスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等を定期的に入れて現在行なっております。川上村としてほとんどやってないことはありません。

それから子どもたちの支援、不登校については、本当に個別、一人ひとりがいろいろな事情によって不登校になっています。ですので、各ケースによっていろいろな方法等が違ってきています。そういう点も考慮しながら、もちろん現在いる主幹になっていますが、若月先生にも当然相談しながらやっております。今までもそういう点に関して相談にのっていただいております、十分に対応できているかどうかという点については分かりませんが、それなりにやはり村としてもしっかりやっていると思っております。

そういうことで、これからも各個別にあたって、一人ひとりの状況に応じて村としても対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 若月さんと相談等しながらも、個別に対応しているということですが、個別の対応がほかの近隣市町村よりはもう少し、少しよりはだいぶ遅れているような感じを私は受けとめられます。その辺について今の南牧村の中間教室を利用するということですが、それ以外にやはり一番は、授業等の問題があると思います。学校に行けなければ ICT 等を使ってやっているということですが、なかなか先生一人がついてやるわけにはいかないと思いますし、家で家族が誰かいないと対応できない状況だとは思っています。

そういう居場所として中間教室、ほかにそういう居場所的なものを設置してもらって、学力の低下にならないような対応も、先程も文部科学省も個別で一人ひとり対応していくということを国の方からも指針で出ているということもおっしゃっていましたので、その辺を村でとにかくほかの近隣市町村と比べるのではなく、村からもやっていくということを是非お願いして、それから子どもは村の宝と村長はじめ教育長もいろいろな会議でおっしゃっておられますので、とにかく川上村という、なんといいですか塾や、例えばフリースクールだったりそういうものがないところですので、村がとにかく対応し

てもらおうようなことをしていってもらいたいと教育長に強く望みます。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 今1番議員さんが言われたように、他町村と比べるわけではございませんが、川上村は川上村として今のところ一生懸命やっていると思っております。それがやっていないと見られるのかもしれませんが、川上村としてはICTを使ったり子どもたちの個別に対応、いろいろな点でやっております。

また、来年度に向けて先程1番議員から言われた中間教室ですが、今中間教室という言い方ではなく、教育支援センターという言い方になっておりますが、その設置に向けて動いております。来年度に向けてそれをどうにかやっていきたいと思っております。

いずれにしても、川上村は先生方が非常に足りない部分があります。ですので教育支援センターについても、学校の中でできるような形にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） ちょっと今の答弁についてもう一つ、今多分不登校の子ども特にいじめ等で不登校になった子どもは、学校に行きたくないの、学校の中にそういう施設をつくったとしても、学校へは行かないと思うのです。その辺は少し考えてもらって、そこに戻れるような体制をつくる施設でない、意味がないような気がします。学校に通うということが一番よいことなのでしょうが、そこに行けない状況になっているので、学校の中では多分そういうものをつくっても対応しきれないように私は思ひます。その辺もう一度お願ひします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 現在川上村ではいじめによる不登校というのはありません。そのかわりいろいろな事情というのですか、子どもたちの事情によって教室に入れないうような子どもたちはおります。また学校自体に行くということができない子どもも確かにおります。そういうことに関してやはり学校の中につくるのはどうかということでもありますので、学校に行かれないということであれば、先程も申し上げた南牧村等でもそういう教室がございますので、そちらの方との連携を図りながら、そちらに行けるような状態にしていくというようなことも考えておきたいと思ひます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 今、いじめはないということですが、もしあったときのためそういう子どもいる、これから出てくるという状況も考えてそういうものを設置してもらえればと思ひます。

それとあと一つ、南牧村の施設を使わせてもらおうということは、とてもよいことだと

はと思いますが、できれば川上村独自でやって、例えば南牧村に通うときも保護者の負担、そういうものがだいぶ大変なことになってくると思います。送迎をどうするのか、そういうこともちょっと支援があるのかとか、そういうところもしっかり考えてやってもらいたいと思います。もう一度お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） いろいろな場合が出てくると思います。それについても個別にいろいろなことについて考えながら、そしていろいろなケースに応じた対応をしていきたいと思っております。保護者等の負担をなるべく減らすような方向でできればよいかなと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 是非本当に子ども、保護者の負担にならないようなよい教育の場をつくれるようにお願いしたいと思います。

それともう一つお願いなのですが、第二小学校は少し少ないかもしれませんが、何十人と子どもが毎日いるので問題もけっこうあることも多いと思います。1ヵ月に1度ではなくてももう少し10日に一度とか、一週間に一度とかそういうスパンで学校の様子、ちょっとした起きたことを後回しにするのではなくて、リアルタイムで解決していくようなことを教育委員会に望んで私の質問は終りたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 以上で1番議員 中嶋治樹君の一般質問を終わります。  
ここで13時15分まで休憩といたします。

(11時52分)

(休 憩)

(13時15分)

○議長（由井秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。 通告番号7 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） 7番議員 由井基治です。通告に従いまして3点質問します。

はじめに年収103万円の壁の見直しによる村への影響について、税財政課長にお伺いします。

報道では11日に自民・公明・国民の3党の幹事長が103万円の壁について178万円を目指して25年からの見直しで合意したとあります。他方で、年収の壁の引き上げによって地方自治体には入る個人住民税は4兆円程度減収になる見込みで、地方財政に大きな影響を与える可能性があるとも報じられています。

長野県の簡易的な試算では、県と市町村の減収額は569億円に上がると言われておりますが、本村ではどの程度の減収を見込んでいるのかまた財政運営にどの程度の影響が

あると捉えているのかお聞かせください。

次に統合小学校の工期が延長になった場合の対応について教育長にお伺いします。令和9年4月の開校を目指して進めている統合小学校の建設ですが、資材の調達の遅れなど様々な理由により完成が遅れた場合、小学校統合にどのように影響し、どう対応するのかお聞かせください。

最後に村長と村づくり推進課長にお伺いします。政府が地方創生政策を始めてから10年経過し、新聞社が県内市町村に調査を実施したところ、制度の開始当時の設定した2025年の人口の目標値を既に下回っている市町村が約半数であったと報道がされました。目標値を下回った市町村には川上村も含まれています。こうした状況を村ではどのように捉えているのか、また人口の維持をしていくための施策、少子高齢化に対する施策があるのか、今後の推移と合わせてお答えください。

以上3点、1回目の質問を終わります。以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） 第7番 由井基治議員の年収103万円の壁の見直しによる村への影響についてにお答えします。

年収103万円の壁の見直しとは、所得税において給与所得控除55万円と基礎控除48万円を足した103万円を178万円まで引き上げることにより、課税対象所得が減り減税効果があるというものです。10月末の衆議院議員総選挙以降のことであり、金額や住民税の扱い等詳細は未確定です。

川上村における税収減見込みについての質問ですので、個人住民税の基礎控除額を現在の43万円から75万円引上げた基礎控除額合計118万円と想定し、試算しました。試算の結果ですが、住民税所得割減収分は最大で6,633万円となりました。その内4分の3、75%の4,974万7,000円余は地方交付税措置がある見込みで、残りの4分の1、25%の1,658万円余が住民税所得割の実質減収分となる見込みです。

減収分の1,600万円余について歳出の抑制や村税収納率の向上等に努め、財政運営をしてまいりますので、村財政の影響はあまりないと考えております。

なにぶん不確定要素が多いため今後の国の動向を見極めながら対応してまいりたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 7番議員のご質問についてお答えいたします。

統合小学校建設事業につきましては、実施設計業務が終了し、設計書が出来上がり、本定例会において債務負担行為の補正をお願いしているところであります。今後入札に向けての事務手続きを進め、3月議会において契約案件を上程し、令和9年4月の開校

を目指して建設を進める予定であります。

議員ご質問の統合小学校建設事業を進めていく中において、不測の事態が発生し建設が遅れた場合の影響とその対応についてご説明いたします。

はじめに、本定例会に上程しております一般会計第5回補正予算の可決をいただいた後に入札を予定しております。統合小学校建設の入札において、仮に落札業者や落札する建設共同企業体JVが現れなかった場合の不落、資材の調達遅れがないようにこの時期から建設に向けて準備をしておりますが、資材の調達のおくれなど不測の事態が発生し建設が遅れた場合がありますが、その場合県教育委員会との協議を行い対応することになります。

飯山市では4つの小学校を統合し、城北小学校として新たな学校を建設しておりますが、入札の不落により令和7年2月の新校舎完成が遅れ、令和7年7月完成と変更になっており、既存校舎を仮校舎として令和7年4月に統合した小学校として開校し、校舎が完成するまでの間は仮校舎で授業を行い、新校舎完成後に新しい学校で授業を開始することになっております。

本村におきましても、令和9年4月開校を目指しており、現在進めております。令和9年から小学校1校分の教師しか県から川上村に配属されません。そのため建設が遅れた場合は飯山市と同様に、新しい校舎の開校ができなくなり、仮校舎として第一小学校、あるいは第二小学校どちらかの校舎で川上小学校として開校し、建設が終わるまでの間は仮校舎で授業を行い、新校舎完成後に新校舎での授業を行うことになると想定されますが、不測の事態に備えられるように対応する所存で取り組んでまいりたいと思います。

再三申し上げますが、仮に入札不落、建設資材の調達の遅れ、大規模な自然災害など不測の事態が発生し、新校舎での令和9年4月の開校が不可能となった場合は、速やかに県教育委員会と協議を行い対応してまいりたいと考えております。

次に本定例会に上程しております一般会計第5回補正予算の学校建設関係の予算が万が一にも否決となった場合の対応になります

現在進めております統合小学校建設事業の内容にご承認いただけないこととなりますので、現在の事業内容、設計内容すべての見直しを行うこととなります。現在の設計をベースとして事業費を削減するためには、体育館の建設の取りやめ、断熱材の削減、二重サッシの取りやめ、エアコンの設置を見送るなどがありますが、現実的には困難なこととなります。そのため現在の設計を破棄し新たに設計のやり直しをしなければならず、この検討に少なくとも2、3年の期間が必要となると考えております。

検討された方針を反映させ、教室などの配置、建物の設置など基本設計業務におよそ1年、基本設計に基づき、外壁材、床・壁材、使用建具の検討・決定等を行う実施設計

業務、積算業務におよそ1年必要となると考えられます。

その後建設工事を行います。建設現場の安全性、資材の調達、働き方改革を踏まえ、3年間を事業期間として設計を考えますと、開校が大幅に先送りになることとなります。

また検討を反映させながら事業を進めてまいります。建設資材の価格上昇、労務単価の上昇は間違いなく今後も続くことが考えられます。統合小学校建設の設計のやり直し等の再検討の結果、事業費がどの程度になるのか、設計費用が削減できるのか、逆に増加してしまうのかは未定であります。このことを踏まえ、今つくっておかないと今後はさらなる価格上昇を招き、建設費自体は跳ね上がってまいります。最悪の事態を考えますと、統合小学校建設が不可能になるという事態も想定されます。

また県教育委員会との協議につきましては、統合に向けて令和7年度から3年間統合をスムーズに進めるために、中学教員1名の加配が既に決まっております。ですので令和9年4月に開校ができないとすれば、早急に取り下げ申請をしなければならなくなります。

建設に係わる国庫補助金は令和7年度の要望を既に提出しておりますので、県教育委員会を通じて文部科学省に取り下げの手続きも早急にしないでならなくなります。

このようなことから何としましても、今の時期、この時期に統合小学校の建設にご理解いただき、滞りのない川上村小学校の開校に村民の皆さまと、ここにお集りの議員の皆さんのご賛同とご協力をいただきたいと思います。

この場をお借りして、伏してお願い申し上げます。どうぞ子どもたちのためによりしくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。 由井村長。

○村長（由井明彦君） 7番議員の川上村の人口減少とその対策についてのお尋ねでございます。

「10年が経過した人口推計」というのは、おそらく民間の有識者会議の「日本創生会議」の中で公表した人口推計のことかと思っております。議員申すとおり目標より早いペースで人口減少が進んでいることは、村といたしましても承知をしているところでございます。

川上村の出生数は近年30人前後推移してきたわけですが、今年度の出生数は20人に満たない予定であり、人口減少がさらに加速化する恐れがあるわけでございます。

国では、昨年岸田政権下において「2030年までに少子化の流れを食い止めるラストチャンス」として「異次元の少子化対策の方針」を打ち出したことは、すでに皆さんご案内のとおりでございます。

先程述べた日本創生会議の中で、「消滅可能性の自治体」に川上村は含まれておりませ

んでしたが、このまま対策を講じなければ消滅自治体になる可能性は十分あると危惧しております。そういった中で、人口減少対策は急務と考えており、様々な施策を行い人口減少に歯止めをかけたいと考えております。

ただ人口減少対策の特効薬になる施策はなく、様々な施策を合わせて行うことが必要であると考えております。

いずれにしましても、少子化対策は多くの自治体が行なっており、村といたしましても早急に行う必要があると考えております。この施策は村職員だけでなく議会や住民の皆様のお恵をお借りしながら進めてまいりたいと考えております。

具体的な人口推計や施策等につきましては、担当課長から申し上げます。以上でございます。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。 原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） 7番議員の川上村の人口減少とその対策についてのご質問にお答えします。

川上村総合計画の中で、人口ビジョンの目標値と実績値の状況が示されておりますが、実績値は目標値から大分下回って推移している状況です。コロナ禍で人口減少がさらに加速した感があり、令和5年度に人口ビジョンを更新した際は、令和7年度の推計人口は外国人を除く数値でございますが、3,412人となっており、直近の人口は3,400人で推計値を若干下回っております。35年後の令和42年には1,900人を下回るのであろうと推計しておりますが、このままではそれも下回って推移していくと推測されます。

ちなみに高齢化に関しましては、昨年度、保健福祉課で作成した「第9期介護保険計画」によりますと、全国的には高齢者人口は令和22年にピークを迎えると予想されるのに対し、川上村では来年の令和7年の1,323人をピークに減少に転じ、10年後の令和17年には総人口が3,000人を切り、高齢化率は40%を超え、さらに25年後の令和32年には44%を超え、その後は限りなく50%に近づいていくであろうと予想されます。総人口の減少が早まれば、高齢化率もさらに早まることになり、2人に1人が65歳以上になる日を迎えることになると推測できます。

少子化対策について近隣の市町村と比較しましても、若干の出遅れ感は否めませんが、川上村でも早急に対策を打つ必要があり、具体的には未婚男女のための婚活支援事業の実施はもちろんのこと、育児に係る経済的負担を減らし、子を持つことがリスクとならないために、子育て世代への補助金や給付金、先のご質問にもありましたような奨学金支援制度等を導入、村内の空き家を活用した「空き家バンク」の創設、併せて村の魅力発信のために地域おこし協力隊の活用などで、出生数の増加や移住・定住の促進につなげてまいりたいと検討しているところでございます。いずれも財政的な判断が必要で、

村づくり推進課といたしましても、来年度の予算かに向けて財政当局と協議しながら進めていきたいと考えております。

具体化になりましたところで、詳細などを議員の皆さんにお示ししていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） 年収103万円の壁について、税財政課長に再質問します。

103万円の壁を118万円で試算したと聞きましたが、今日の新聞には特定扶養控除、大学生の家庭は150万円、それに合わせて配偶者特別控除、普通の家庭ですが、それも合わせて150万円くらいの金額になると発表しました。

そこで急で150万円という数字は計算できないと思いますが、マックスの178万円の場合の試算はどのくらいになるのか、118万円の6,600万円と比べてどのくらいの数字になるのかお聞かせください。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） お答えいたします。178万円まで引き上げた場合と、先程ご説明いたしました118万円の場合ということでございますが、この178万円というのは所得税に関するものでありまして、先程もご説明いたしました、基礎控除額48万円と給与所得控除額55万円というのが現在でありまして、それが103万円であります。所得税の場合ですと、その基礎控除額48万円を75万円にした場合178万円となるわけでありまして、住民税におきましては、基礎控除額が現在43万円となっております。ここを75万円引き上げると118万円、これは基礎控除額の合計でありまして、そこに給与所得控除額の55万円を足しますと、173万円ということで、所得税と住民税におきましてその基礎控除の額が違う、もともとの額が違うことから先程の118万円というのは基礎控除額の部分でありまして、所得税における基礎控除額というのは、現在の48万円に75万円を足した123万円であります。ですので、もともとの基礎控除の額が違うということで、75万円引き上げて試算したというところから同様の最大の上げ幅をもって試算したということになります。

もう1点、特定扶養控除の関係であります。それに関しましては、今回の質問とは趣旨が異なると思いますので、今現在ここで答えできませんが、基礎控除額の引き上げに関しましては以上のようなとおりとなります。よろしく願いします。

○議長（由井秀樹君） 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） 認識が甘かったのか、新聞の報道を鵜呑みにしているのかよく分からないのですが、178万円を過ぎて分に課税されるという意識で計算していました。

103万円も103万円を超えて分に所得税がかかると計算したのですが、そういう認識

ではなくて、基礎控除額の 48 万円と 75 万円の合計 118 万円が控除という形の捉え方なのですが、その辺もう一度よく分らないので説明してください。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） 今ニュースとか、報道等で行われています 178 万円というのは、所得税のことをいってございまして、現在の所得税の基礎控除額というのが 48 万円であります。そこに給与所得控除額の 55 万円を足すと 103 万円ということになります。その給与所得控除額の 55 万円は変わらずに、基礎控除額の 48 万円に 75 万円を足した 123 万円と 55 万円をたすと 178 万円ということになるわけでありまして、

それが今行われております 178 万円というものでございまして、一方、住民税にしましては、基礎控除額が 43 万円ということで所得税より 5 万円低いわけなんです。ですので現在の住民税に関する控除額は 43 万円と 55 万円を足した 98 万円であります。そこに 75 万円を足すと 173 万円となりまして、所得税の 178 万円より 5 万円低くなるわけでありまして、先程説明したのはその給与所得控除の 55 万円をという部分は足さずに基礎控除額についてのみの説明でしたので、118 万円という説明です。所得税にしましては、基礎控除額だけで言いますと 48 万円と 75 万円を足すと 123 万円ということになります。ですので、先程の答弁におきましては、給与所得控除額の 55 万円を足してございまして、給与所得控除額の 55 万円を足しますと 173 万円ということで、所得税の 178 万円よりはもともと 5 万円の差があるということでありまして、以上です。

○7 番（由井基治君） 勉強不足でちょっと理解できない点があります。また後で少し説明をしていただきたいと思います。

あと 1 点、4 分の 3 が地方交付税で返ってくるとどこにもそういう文章が報道には見当たらないのですが、これは確かな数字なのかそれとも自分が考えた数字なのか、その辺よろしくをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） 75%と言いますのは、地方自治体の歳入におきまして、住民税ほかの村税におきまして、税収の減というのが毎年あるわけですが、100%徴収できるわけではございませんので、税収の足りない部分に対しまして、税収減の 75%が地方交付税により交付されるということになっております。

単純に 75%ではないわけですが、いろいろな基礎数値とか係数とかかけ合わせて財務省で計算するわけですが、今回に限らず税収の不足分に関しては、国よりそういった制度がありまして、地方交付税措置というものがございまして、今回も見込みという言い回しはしましたが、地方交付税措置があるということは、報道というか今回の政策の提案、制度におきましては、そういうことは言っておりますし、また逆に当然地方

交付税としていただかないと、地方自治体としても困りますので、当然こういったものがないとするのであれば、国等にも要望していかなければいけません、制度としてこうした4分の3の地方交付税措置というものが今までもございますので、今回もこういう見込みでございます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） 大きくとらえれば日本の財政が8兆円減るわけです。8兆円前後、その財布の中から地方に4億円足りない分を最初の財布が減っている分を国が補填するとは限らないと思うのです。川上村で6,600万円かかるこの4分の3を少なくなった国の8兆円分から穴埋めされるのかその辺も定かではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） 地方交付税措置につきましては、確かに今見込みということですが、ことし6月に定額減税というのがございまして、それでも国から定額減税の交付金というのがきております。聞くところによりますと、国の税収もここ数年増収ということで上振れしているということで、かなり税収も上がっているということは聞いております。

そういった税の増収分等使いながら当然こういう措置もされると思いますし、今年度も緊急経済対策等ありましたが、国においては財源というか、必要な分に関しましては足りない分は国債発行等に対応すると思いますし、今回に関しましては特に注目されていることとございますので、地方交付税措置というのはかなり十分見込めるものだと思っております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） これもまだ国が今国会で話し合っているところでもありますから結果が分かり次第、村民の皆さんにお伝えできるようによろしくお願ひします。

続きまして2点目の問題、教育長に再質問します。令和7年度、来年からは統合をスムーズに進めるために教員、中核になる教員を1名配属して令和9年度には小学校1校分の教員が県から配属される、もし建設が遅れた場合は一小、二小のどちらかの校舎を使って統合し、建設完成後に授業を始めると。

今回の補正予算が否決された場合は統合はしないという受け取りなのですが、ここで問題です。統合ありきの建設なのか、建設ありきの統合なのか教育長にそこをお聞きしたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 当然統合を最初に考えてということであります。ただある意味

両輪でやっていくということでもあります。ですので統合小学校が令和9年の統合ということになっていきますので、それよりも建設が遅れるというのがあればそれはそれなりにまた対応していかなければいけないということでもあります。

学校建設とそれから統合と一緒に考えてやっていくということでもあります。ただそこにある程度のずれが出てきてしまった場合はやはりそれはそれなりに考えていかなければいけないということだと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） 今の意見を聞いていると、否決されても統合はすると受け止められる発言なのですが、最初の答弁と今の意見ではちょっと違うと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 学校建設ができなければその時点では、やはり統合しても結局何年先になるかわからないわけです。ですのでもし校舎ができない、校舎が何年先になるかわからないような状態では統合はできないということです。

もしそれが建設が始まってある程度の見込みが立つのなら、それは令和9年の4月開校ということ是可以すると思いますが、いつ建てるのかわからないような状態では県の方としても建設に向かっての許可といいますか、また先生たちの配置等についてもちょっとこれではだめだなということになってしまうのではないかと考えています。

○議長（由井秀樹君） 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） もう一度さっきの質問と同じ質問をします。統合ありきの建設なのか、建設ありきの統合なのか。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 両輪だと考えております。

○議長（由井秀樹君） 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） いつまで経っても終わらないので、次の質問にします。

行政の見極め不足により統合小学校の建設が1年遅れました。今回の補正予算に統合小学校の建設に係わる債務負担行為として、35億8,000万円余りの建設費が計上されて、この金額は6月の定例会より5億円以上建設費が上がっております。これを認める認めないということは、村民の皆さんはけっこう注目しているはずですが。9月の全員協議会の中で、教育長は県の教育委員会に今年の4月に1回行った限で学校建設を進めていると聞きました。それで話が進むのか、建設をしたはいいけれど学校の先生はよべるのか、その辺どうお考えかお聞きします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 県の方には1回行ったきりだと言っておりますが、建設に関して1回行ったということです。

私の仕事は建設だけのことではありません。いろいろな業務が入っています。学校の先生たちの手配、あるいはこれからの統合に向けての考え方とか、そういうことを考えていろいろやっております。県に行ったから、行かないからとそんなことだけで私がこれから業務といたしますか、統合が進むのか、それだけで、行ったからといって統合が進むのかどうかと、そういうことではないと思います。建設だけではないわけですから、統合小学校、まったく新しい学校ができるわけですから、それに向けていろいろなことを考えていかなければいけないわけです。ですからその点について県に行ったから、行かないからとかそういうことではないかと思っております。そのことのほかのことでかなり県とは協議をしております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） 最初の質問とちょっと話がずれてきていますが、質問させてください。

いろいろな話し合いが始まる、単独ではできないわけです。県と協力しなければ。それで1度しか行かない、ほかの事業もあるはずですよ。それで教育長、済むと思っておりますか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） ですから先程も言っていますけれども、県に1回行った、ただそんなことだけを問題にすることは無いと思います。ほかのことで東信教育事務局とか県の教育委員会とかなりの部分で相談しています。行った、行かないと、そういうつまらないことで行っているわけではありません。私もほかのことでは十分県と協議をしております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） 分かりました。たいへんご苦勞様です。しかし昔の話を言い出せばあれですが、コロナのときに子どもが学校へ行けなくなる、そうすると家族の人たちも自宅待機になる、そのときに「教育長は畑仕事をしていた」とそういう話もありました。そういうことをやっっているながら、その年には1度もコロナで学校に子どもが行けない、県にも大変迷惑をかけたと思います。それに対しても1度も県には行かない、そういう受け取り方もありますから

○議長（由井秀樹君） 由井議員、少し通告からずれていますので、注意してください。

○7番（由井基治君） 分かりました。次の質問に移らせていただきます。

3番目の再質問に移ります。村長の答弁に、少子化対策の施策は村職員だけでなく議

会や住民の知恵を借りて進めたいと答弁がありました。3月の村長の当選のときのスローガンに「元気でやさしい明るい村づくり」というスローガンがあったと思います。そのスローガンどおりに村長が何をやって少子化対策進めていくのか、具体的な例を上げてもらいたいと思います。

あともう一つ、むらづくり推進課長にお伺いします。全国的に令和22年から高齢化が進む、川上村では令和7年からもう高齢化が進むという意見がありました。けっこうショッキングな話です。10年後の17年、川上村の人口は3,000人を切る、高齢化率は40%とすごい数字だと思います。逆に少子化はどのように推移するかその点を質問します。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井村長。

○村長（由井明彦君） この少子化問題というのは、川上村だけではなくて日本中どこでもそうです。その中でやはり生き残るにはある程度の人口の確保が必要ではないかと思っております。

私も出るときに「元気でやさしい明るい村づくり」ということで、立候補したわけがあります。ただしそういう村ができなければ人口が減ってしまうと、それを私も村長に就任して結婚式が5回あっただけです。1年間に1組とわずか、ただ一定の範囲ではその範囲しか結婚していない。それでまた今、村づくりの方でやっています婚活活動、これも一生懸命にやってマッチングの話も聞いておりますが、ものになるかならないかは不自然だということでございます。

いずれにしろもそのようなことを行動で出していかなければ、どうすることもできないわけであります。

私は特にこの力を入れているのは、廃校利用の工場誘致50人程度くらいの工場ができてくれば自然と人口が増える、人口が増えれば子どもも増えるわけであります。

川上村の一番の人口があったときが6,200人近くいたことがあります。これは昭和10年代の話であります。川上村に材木屋が大小合わせて27軒、そしてまた富士フィルムが今の御所平にきれいな水を求めて、富士フィルムの営業所がありました。そこにも私たちの同級生もいました。そのときは一クラス45人から50人いたというような時代でございますから、やはりそういう時代が忘れられないわけであるから、どうしても工場誘致をしたいというのが私の信念でございます。そうすれば自ずから人口が増えていくものと確信をしております。

また結婚あるいは子育て支援等々いろいろな施策はあると思います。しかしながらここまで落ちてしまうと焼け石に水のような気もいたしますが、またそういうことも考えていかなければ、今一人、二人が大事な時代になってきておりますから、また子育て支援の方に力を入れていかなければいけないかと思っております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 続けて答弁を求めます。 原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） 子供の人口の数がどのようになっていくかということですが、正しくは分析していないのですが、総合計画の中では、今年度は20人満たない数ですが、おそらく平均15人を割ってさらに減少して、30年後には年間10人くらいになるのではないかと推測しております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） 村長の雲を掴むような企業誘致、すぐに現実にならない。もう少し子どもの政策を打ち出した方がよいと思いますが、その辺は子どもの生まれた市町村以上に出すとか、おむつ代を出すとか、小学校に入ったときランドセル代を出すとか、中学校の制服代を祝い金で出すとか、そういう政策も打ち出した方がよいのではないかと思います。どうでしょうか。

あともう一点、むらづくり推進課長にお願いします。生まれる子どもが今年も10人だったと思います。このままずっと推移していくか、それ以上少なくなるか、多くなるとは考えられないのですが、このまま少なくなるという考えでよろしいでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井村長。

○村長（由井明彦君） 7番議員の言うとおりでなくて、企業誘致は決して雲を掴むような話ではないと思います。実現をさせたくて今一生懸命努力しているわけでございます。

それからもちろん今の子育て支援には、村としてもやっつけていかなければならないのは多々あると思っております。一度にはできないとしても私としても村としてももちろん考えていることでございますから、よろしくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 続けて答弁を求めます。 原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） このまま人口減少が進んでいくということになると当然女性の数が減っていくわけで、子どもの数もそれに比例しまして減少していくと推測しております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） はい、分かりました。最後になります。今まったく先が見えない上にあっという間に変化する時代です。歳入が減る可能性も十分に考えられ、人口減少を食い止めるためには、子育て世帯の支援や、農家の所得向上など様々なことをやっていかなければならない時期に来ていると思います。

こうした中で、村民が明るい将来を描けるような施策が行政から提案されることを期待して質問を終わります。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で7番議員 由井基治君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。 通告番号 8 8 番議員 林 克比古君。

○ 8 番 (林 克比古君) 8 番議員 林 克比古、通告に従い質問いたします。

防犯カメラの設置について質問いたします。左岸道路の開通などにより通り抜けられる道路及び交差点が増え、交通安全と防犯の観点から防犯カメラの増設が必要と思います。

先日も中学校近辺で中学生の写真撮り、不審な車がいたそうです。テレビでは中国人インフルエンサーによる日本の小学校に無断侵入でスマホによる撮影、鳥取県内、山形県米沢などでは児童の撮影は SNS に配信で、中国ではモザイクもなしで配信されたそうです。村内不審車両が見られます。盗難、防災対策としてカメラの増設は必要と思います。増設のお考えがあるかお聞きします。

○議長 (由井秀樹君) 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長 (由井正一君) それでは防犯カメラの設置について、現在、左岸道路が開通したことによりまして、通り抜けられる道路や交差点等が増えております。その関係で今おっしゃったような報道などもございまして、その観点から防犯カメラの増設が必要と思われるけれども、村としては増設を考えているかというご質問でございます。

村内の今現在の防犯カメラについては 19 台稼働しております。毎年各地区からの実施計画のご要望をいただいております。防犯カメラの設置箇所を検討させていただいております。新設や移転の要望を反映させていただきながら、村の予算化をして、設置しております。

明確にこの場所ということは防犯上申し上げられませんが、川上村から村外に出る場所、村の中を移動する際に通るであろう要所要所の場所には設置してきております。

また先程申されましたように通学路ですとか人通りの少ない所もありますけれども、そういった箇所についても人家から見通しが利かないような通学路等にも設置させていただいておりますし、ごみ等が勝手に捨てられている場所等にも設置してきております。

左岸道路に面した場所になりますと、大深山の村民体育館付近、横沢橋の渡った所ですけれども、そちらにはすでに設置してきております。またその延長として原の寒い沢大橋付近にも設置してしております。

今回の左岸道路開通による防犯カメラの増設の希望であります。この 11 月に行いました村内 8 地区の行政連絡員、林野保護組合の方々からの実施計画の要望の中には特に具体的にはあがってきておりません。

今後も各地区の方々ですとか、防犯や交通安全の各団体からの要望等も踏まえ防犯カメラの設置を検討していきたいと思っております。以上です。

- 議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 8番 林 克比古君。
- 8番（林 克比古君） 今、そうやってあがってこないと可能性のないような聞こえ方だったのですけれども、これは中学校とかこの場所に統合小学校の新築などで、この場所にカメラなどの設置ができれば集中して防犯対策になると思うのですが、その辺はお考えないでしょうか。
- 議長（由井秀樹君） 由井総務課長。
- 総務課長（由井正一君） おっしゃるとおり、今度できます統合小学校ですとか、今現在あります中学校の付近にも検討はさせていただければと思っておりますので、また今後とも必要な場所等がありましたら要望等を出していただければ検討させていただきます。よろしく申し上げます。
- 議長（由井秀樹君） 8番 林 克比古君。
- 8番（林 克比古君） では私は要望させていただきます。是非集中して学校が集まるらしいが、それなりに設置をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。
- 議長（由井秀樹君） 以上で8番議員 林 克比古君の一般質問を終わります。

## 散 会

- 議長（由井秀樹君） これで本定例会に通告のあった一般質問終わります。  
本日の日程はすべて終了いたしました。  
本日はこれをもって散会といたします。たいへんご苦勞様でした。

（散会 14時15分）

## 令和6年川上村議会第4回定例会（最終日）

令和6年12月18日

（開会 10時00分）

○議長（由井秀樹君） おはようございます。定刻になりました。

本日は全員の出席を得ています。

これから本日の会議を開きます。

### 日程第6 議第80号 川上村福祉医療費支給条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第6 議第80号 川上村福祉医療費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第80号 川上村福祉医療費支給条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

### 日程第7 議第81号 令和6年度川上村一般会計第5回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第7 議第81号 令和6年度川上村一般会計第5回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。4番 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） お願いします。31頁9款1項10節需用費についてですが、消防の大会の時に、火から身を守る服という説明があったと思うのですが、これはどういうものなのか伺いたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 説明が不足しておりまして申し訳ございません。よくあります火を消すのに消防のホースを持っていて、火元に一番近い人だとかあとトビだとかで建物を壊す時によくある銀色の頭や身体を防御できる防災の物となっております。今までなかったものですから、それを消防団の方の要請で、まずそれが必要だということが出てきておりまして、それを整備したいということでお願いしたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 4番 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） よく分かりました。それと今年5月に消防の大会に行ったときに、すごい大雨で合庁でレインウェアがなかったのが川上村だけだったのですよね。それで自分の家から持っていくとなると一般の人なのか消防の人なのかも分からず、川上村だけちょっといつもいい賞も取っていてすごく頑張っていると思うので、そういう点、要望も忘れていいのかもかもしれませんけれども、そういう点を考えていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 議員さんたちもご覧になっていただきまして、消防の方もいい成績を収めることができてありがとうございます。

その中でまず皆様方からおっしゃっていただきましたように、レインウェアカップですけれども、そちらを整備するという話をしたところ、それより先に身の安全を守る防護服の方が必要ではないかという消防団の話し合いの中でなりまして、まずはこちらの防護服を整備させていただきまして、そのあと順次来年度の予算になるかと思っておりますけれども、そんな中でカップの方は準備させていただければと思っております。まずこちらを優先させてということをお願いできればと思っております。

○議長（由井秀樹君） 4番 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） よく分かりました。ありがとうございます。

○議長（由井秀樹君） 以上で4番議員 渡邊亜子さんの質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 6番 井出 光君。

○6番（井出 光君） 村長にお伺いします。37頁の学校建設にかかる補助金ですけれども、8月の全協を開いた時に村長にお伺いしたら、これから補助金を増やして持ってくるというお話だったのですけれども、どういう努力をされて、いくら増えたのか教えてください。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井村長。

○村長（由井明彦君） その件につきましては、各課において補助金の見直しあるいはいろいろのものがあるかないか確認をいたしました。その時はもうすでにきれいに洗ってあるということでございます。

その関係上いろいろ努力はしてみましたが、これ以上もうないということでありまして、当時のままでございます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で6番 井出 光君の質疑を終結します。

ほかに質疑ございませんか。 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） 7頁第4表債務負担行為の補助の一番下の小学校建設事業で、35

億 8,250 万円が計上されてありますが、一昨日の一般質問での時に、教育長からの答弁で、建設と統合の両輪の話がありましたが、この両輪の動かなくなったときの教育長の覚悟はどのようなお考えかお聞きします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 覚悟というのは私が責任を負っているということですか。

○議長（由井秀樹君） 7 番 由井基治君。

○7 番（由井基治君） そうとられてかまいません。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） もしこれがとおらないとなると私の責任もかなり重いと思いますので、私についてまた村長にお伺いしなければいけないと思っています。

またすぐというわけにはいきませんので、もしこれが否決されればまだやることがたくさんあります。それが終わった時点で私のことについては村長にお伺いすることになると思います。

○議長（由井秀樹君） 7 番 由井基治君。

○7 番（由井基治君） 分かりました。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で由井基治君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 6 番 井出 光君。

○6 番（井出 光君） 教育長にお伺いします。前回の由井基治議員の答弁で、学校建設と統合は両輪だというお話で、片方だめになれば片方もないというお話だったのですが、今もその認識で変わりありませんか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 変わりません。

○議長（由井秀樹君） 6 番 井出 光君。

○6 番（井出 光君） 私の思うのは両輪ではなく前輪と後輪だと思うのです。学校統合という前輪はもう決まっています。これは行政はじめ教育長はじめ新しいスタッドレスタイヤをはいてしっかり運転していただきたいのです。

ただし学校の建設、校舎というのは後輪であって6分山、5分山のタイヤでも走れます。その辺の認識をしっかりといただいて、何かとりつかれたように学校建設、学校建設とばかり言っていますけれども、もっと全体的な目で見てほしいと思います。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 井出議員、今のは質問ということですか。（「はい」）

答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） 今回建設をお願いしているわけですがけれども、統合だけ進める

ということは不可能であります。学校もないのに統合するということは古い方を使うということになるかと思えますけれども、どこかをやってということはなかなか難しいということだと思えますので、建設と一緒にお願いしたいと思っています。以上です。

○議長（由井秀樹君） 6番 井出 光君。

○6番（井出 光君） 教育長、前回の答弁の中で否決された場合は建設が遅れた場合は旧校舎を使って小学校を開校するという答弁をされていますけれども、そういう考えはないのですか。校舎がないわけではないのです。旧校舎はあるのです。そちらを使って統合を進めていく。そういう考えはまったくないのですか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原克朗君） もし建設委員会の中でそういう話が出ていたのならきっとそれも考えていたかと思えますけれども、その中では中学校の横に新しい校舎をつくって、小中一貫校ということで進めていくという話になっております。それで今のように建設を進めていくということになっています。

この前の答弁の中で、一時的にもし建設が遅れたらそれはもう工事が始まっていますから、その間だけ古い校舎を使うしかない、仕方なくということでもあります。以上です。

○議長（由井秀樹君） 加藤室長。

○教育振興課惨事（加藤明男君） 私から補足ですが、例えば第一小学校で統合をした後、新しい学校をつくるということになりますと、今と同じ条件で、試算で補助金の方が約5億円ほど減少になります。補助金の90%が地方交付税で戻ってくる地方債になりますので、その地方債の4億5,000万円ほど減額となってしまいます。

これはなぜかといいますと、はじめに第一小学校の方で統合してしまうと、その第一小学校の校舎が現有の面積ということで、必要面積から第一小学校の面積が引かれてしまいますので、補助対象になる面積が1,000㎡余りとかかなり減ってしまいます。整備面積が減ることによって補助金と地方債の方が減ってまいりますので、合わせて9億6,000万円ほど補助金と地方債が減ります。となりますと、今の9億6,000万円が新たに一般財源の方から歳出しなければならないということになってしまいますので、もし建設が伸びた場合は、教育長も言うように統合も延ばして進めていきたいという考えであります。

○議長（由井秀樹君） 6番 井出 光君。

○6番（井出 光君） 分かりました。

○議長（由井秀樹君） 以上で6番 井出 光君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。討論がありますので、討論を行います。

最初に本案の反対の議員の討論を許します。反対の討論はありませんか。

○議長（由井秀樹君） 6番 井出 光君。

○6番（井出 光君） この案の中に小学校建設事業ということで35億円ほど計上されておりますが、とてもこういう金額ではできないはずなんです、どうして減額にして計上したのか。

あとこれから少子化がどんどん進んで来て、あと10年ぐらいで中学校がたぶん統合問題が出てくると思うのです。その中で44億、45億もかけて、実際に始まってしまえばその金額ではできないと思うのです。50億円とかなってきた時に、村の財源が本当に大丈夫なのか。前回の全協の説明では、一般予算を30億に押さえて、インフラ整備をしなければやっていけないという話でしたけれども、そんなばかなことは無理です。

これからあちこち上下水道、建物、老人施設、社協、補助金がいっぱいかかります。子育て結婚支援、いろいろなところでお金を使わなければいけないのに、30億で抑えて何もしないでいたら村は死んでしまいます。

そのような学校建設には反対です。もう一度原点に白紙に戻して、本当に子供たちにとっていいことはなんなのか、その辺の再考をお願いしたいと思います。

あと実際に佐久穂町の大日向小学校は旧校舎を使ってやっています。ただし立派なコンセプトがあり、それに賛同する親、子供が日本全国から移住してまで、その学校に入れようとして集まっています。教育長の言うように、よい建物でなければよい教育はできないというのはちょっと違うのではないのでしょうか。立派な教育は新しい校舎がなくてもできると思いますので、校舎建設には反対します。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で6番 井出 光君の討論を終ります。

次に本案に賛成の議員の方の討論を許します。 8番 林 克比古君。

○8番（林 克比古君） 私も統合小学校建設に対して、設計の段階から説明時も意見させていただきました。現在、小学校建設着工のため予定地整備には現在6億円以上がかかっています。これは年内契約ができなければ年、を越せば確実にコンクリートは単価㎡3,000円上がるそうです。この先、人件費、材料費、燃料費は確実に上がります。下がることは間違いなくありません。

子供、父兄からいつできるのかと聞かれます。子供は統合保育園で一緒だった子供と勉強を望んでいいです。この先なんでも上がるのは分かっていること、校舎建設を先送りしても希望の叶わない、全設備がそろわない結果になると思います。先延ばしを考えるより、財政担当者が何度も試算して大丈夫だと説明しています。財政担当者を信用で

きないのですか。職員も子供のいる方々です。今、建てていただくことに賛成ですし、1箇所では防犯対策が強化される、子供を守れることが第一です。今、世界は現状そうなっていますし、要望としてできるだけ工事に川上村の業者が建設に参加できることを私は望みます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で8番議員 林 克比古君の討論を終了します。

次に反対の議員の討論を許します。 1番 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 私も学校建設委員会等で携わってきましたけれども、学校を建てることは反対ではありません。ただこの目まぐるしく変わる世の中の物価高に対して、現状の金額でできるのかというのがものすごい不安があります。財政の方から大丈夫という言葉をしていただいておりますが、他の建てている施設でも軒並み1.2倍から1.5倍の金額になっている所が多々あるそうです。

川上村の小学校もやり始めたら50億、60億かかった。その時の財政をどうするのかとか、ちょっと先を見据えたところが少し、言い方が悪いのではないかと思います。軽いのではないかという気がします。やり始めてから戻れなくなるよりはもう一度しっかりと見直して、計画を立て直してからやっても遅くはないのではないかと思います。村の財政を一番心配して反対です。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で1番 中嶋治樹君の討論を終ります。

次に本案に賛成の議員の討論を許します。 9番 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） ただいまの議案に対して私は賛成の立場で発言します。

私は統合小学校の建設に2019年12月より関わってきました。この間に思うことはいろいろあります。その中で一番強く思うことは、やはり建設について村民への周知が十分になされてきたのかという思いです。

議会では土地購入費、建設用地での造成工事も全議員の賛成で今まで進められてきましたが、今年になって建設事業費が出されてから、建設費がかかり過ぎる。将来の財政負担が大変になってくるなどの意見が出されました。

議会以外の日でも全員協議会などが行われ、村財政の状況、公債費に占める割合と借入金返済額の支援などの説明を受けてきました。12月の全員協議会では、実質公債比率は令和12年度がマックスで、12.5%と注意すべき比率の18%を大きく下回っているとの説明を受けました。これにより財政についての理解を深めることができたと思います。

しかし村民の要望が村財政の厳しさを理由に、事業が滞っているのではないかと。理事者の学校建設に対する向き合い方への意見が出るようになりました。子供たちの学習環境を整えるため、これまで多くの人に関わって話し合わせ、進められてきましたが、ここで足踏みまたは白紙に戻すようなことがあるならば、村の将来に禍根を残すことにな

るのではないかと大変心配します。

まず第1に何年か先に建てるとなれば事業費が今より下がることは考えられません。第一、第二小学校で何年か先まで使用するとなれば、校舎の維持費、秋山寮の修繕費など、また村費雇い上げの人件費などの費用、また建設関係者への違約金や補助金の変換など、学校建設費以外のところで多額の出費がかかることとなります。

第2にどちらかの学校を使用する提案もありますが、これは中学校との併設したことにより、その教育目標がなくなってしまうということになります。小中学校が行事などの交流をとおして中学校へのギャップを解消し、中学校になったときスムーズに移行ができる教師の小中授業の交流による指導力のアップと学力向上、非常時の保護者の連携強化などが挙げられていますが、これらの教育実践が困難になっていくということになります。

そして第3に何よりも新しい校舎で学ぶことを楽しみにしている児童の落胆です。大人への不信感にどう対処したらよいのでしょうか。お金がかかるからだめになった。これで大人の責任が果たせるのでしょうか。

私は村民の理解を深める努力をしていただくことと、事業を進めるにあたり村内業者にも仕事が回るように配慮していただき、村民の利益を最優先にした村政を進めることを要望して、補正予算に賛成することを証明します。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で9番 大西たま子さんの討論を終了いたします。

次に本案に反対の議員の討論を許します。

（反対討論なし）

次に本案に賛成の議員の討論を許します。

（賛成討論なし）

ほかに討論ございませんか。

（討論なし）

以上で討論を終結し、採決いたします。

議第81号 令和6年度川上村一般会計 第5回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

挙手少数。したがって、本案は否決されました。

## 日程第8 議第82号 令和6年度川上村特別住宅特別会計第1回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第8 議第82号 令和6年度川上村特別住宅特別会計第1

回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ござ

いませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 82 号 令和 6 年度川上村特別住宅特別会計第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

### **日程第 9 議第 83 号 令和 6 年度川上村国民健康保険特別会計第 2 回補正予算**

○議長(由井秀樹君) 日程第 9 議第 83 号 令和 6 年度川上村国民健康保険特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 83 号 令和 6 年度川上村国民健康保険特別会計第 2 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

### **日程第 10 議第 84 号 令和 6 年度川上村介護保険事業特別会計第 1 回補正予算**

○議長(由井秀樹君) 日程第 10 議第 84 号 令和 6 年度川上村介護保険事業特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 84 号 令和 6 年度川上村介護保険事業特別会計第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第 11 議第 85 号 令和 6 年度川上村簡易水道事業会計第 2 回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 日程第 11 議第 85 号 令和 6 年度川上村簡易水道事業会計第 2 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 85 号 令和 6 年度川上村簡易水道事業会計第 2 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第 12 議第 86 号 令和 6 年度道路メンテナンス事業 本郷橋補修工事請負契約の締結について**

○議長（由井秀樹君） 日程第 12 議第 86 号 令和 6 年度道路メンテナンス事業 本郷橋補修工事請負契約の締結についてを議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。 1 番 中嶋治樹君。

○1 番（中嶋治樹君） この道路メンテナンス事業の全協のときに令和 6 年度当初予算で 8,000 万円であがったのですけれども、6,800 万円になった理由とあと補助金はどのくらい出るのか教えていただきたいと思ひます

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原建設課長。

○建設課長（藤原英紀君） それではお答えします。今回の金額ですが、全協のときにお伝えしてもらった補足になりますけれども、今回の本郷橋の工事は 2 年がかりで行うということになります。予定されている工事費が 1 億 8,000 万円ということしております。

その時にうまく説明できなくて申し訳ないのですが、8,000 万円の事業費は概略でございます。農繁期始まるまでの工期等を勘案し、残り 30m を残すという住民の方にとってはちょっと不具合をお願いする工事量になりましたけれども、例年の年度繰越し、5 月中の完成ならば 4 月中の完成を目指していくことを最重点に置きまして、事業量を精査し、今回の契約金は 6,820 万円になっているところでございます。

また7年度の設計の段階において、単価等もありますので、両年度を合わせて1億8,000万円になるかということにはちょっと分かりませんが、現時点ではそういうことで、今年度の工事ということになりました。

今年度限りの補助金はちょっと今年資料がございませんので、両年度合わせた税源内訳等を詳しくした資料をまた後日中嶋議員に提示したいと思いますので、今日のところはよろしく願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 今年度のところは補助金がないけれど、両年度合わせて補助金が出るということによろしいですか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原建設課長。

○建設課長（藤原英紀君） 今回の事業は全国的にざわついておったのですが、この事業というのは毎年度何十％という決まった補助率ではなくて、国の予算があって、予算の中で決定するという事なので、内示率は非常に上下する事業でございます。予定していた補助金よりもだいぶ今回少なかったということで、辺地債の方の金額が増えたりしておりますので、そういったところももまた説明しながらご提示したいと思います。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 分かりました。

○議長（由井秀樹君） 以上で1番 中嶋治樹君の質疑を終結いたします。  
ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第86号 令和6年度道路メンテナンス事業 本郷橋補修工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

### 日程第13 陳情第9号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化についての陳情

○議長（由井秀樹君） 日程第13 陳情第9号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化についての陳情を議題といたします。

本陳情については、総務経済委員会に付託されていますので、その審査結果を総務経済委員長から報告を求めます。 総務経済委員長 古原和哉君。

○総務経済委員長（古原和哉君）＝陳情第9号報告＝

○議長（由井秀樹君）本陳情に対する委員長報告は継続審査です。  
質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑がございませんので、総務経済委員長は自席にお戻りください。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第9号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化についての陳情について、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本陳情は継続審査と決定しました。

#### **日程第14 陳情第10号 価格による入札方式における最低制限価格等の引上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定についての陳情**

○議長（由井秀樹君）日程第14 陳情第10号 価格による入札方式における最低制限価格等の引上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定についての陳情を議題といたします。

本陳情については、総務経済委員会に付託されていますので、その審査結果を総務経済委員長から報告を求めます。 総務経済委員長 古原和哉君。

○総務経済委員長（古原和哉君）＝陳情第10号報告＝

○議長（由井秀樹君）本陳情に対する委員長報告は継続審査です。  
質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑がございませんので、総務経済委員長は自席にお戻りください。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第10号 価格による入札方式における最低制限価格等の引上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定についての陳情について、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本陳情は継続審査と決定しました。

## 日程第 15 陳情第 11 号 建築士事務所賠償責任保険への加入について

○議長（由井秀樹君） 日程第 15 陳情第 11 号 建築士事務所賠償責任保険への加入についての陳情を議題といたします。

本陳情については、総務経済委員会に付託されていますので、その審査結果を総務経済委員長から報告を求めます。 総務経済委員長 古原和哉君。

○総務経済委員長（古原和哉君） =陳情第 11 号報告=

○議長（由井秀樹君） 本陳情に対する委員長報告は継続審査です。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑がございませんので、総務経済委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第 11 号 建築士事務所賠償責任保険への加入についての陳情について、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本陳情は継続審査と決定しました。

## 日程第 16 陳情第 12 号 2000 年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充についての陳情

○議長（由井秀樹君） 日程第 16 陳情第 12 号 2000 年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充についての陳情を議題といたします。

本陳情については、総務経済委員会に付託されていますので、その審査結果を総務経済委員長から報告を求めます。 総務経済委員長 古原和哉君。

○総務経済委員長（古原和哉君） =陳情第 12 号報告=

○議長（由井秀樹君） 本陳情に対する委員長報告は採択です。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑がございませんので、総務経済委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第 12 号 2000 年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充についての陳情について、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本陳情は採択と決定しました。

### 日程第 17 陳情第 13 号 国保制度の改善を求める陳情

○議長（由井秀樹君） 日程第 17 陳情第 13 号 国保制度の改善を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、社会文教委員会に付託されていますので、その審査結果を社会文教委員長から報告を求めます。 社会文教委員長 大西たま子さん。

○社会文教委員長（大西たま子さん） =陳情第 13 号報告=

○議長（由井秀樹君） 本陳情に対する委員長報告は採択です。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がございませんので、社会文教委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第 13 号 国保制度の改善を求める陳情について、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本陳情は採択と決定しました。

ここで追加日程をお配りしますので、暫時お待ちください。

(追加日程配布)

○議長（由井秀樹君） それでは会議を開きます。

ここでお諮りします。追加第 1 号として

日程第 1 議第 87 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 2 議第 88 号 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3 議第 89 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議第90号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議員派遣の件

日程第6 委員会の議会閉会中の継続審査の件

日程第7 委員会の議会閉会中の継続調査の件

を日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。お配りした追加日程表の日程番号のとおり、議題とすることに決定しました。

**追加日程第1 議第87号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例**

○議長(由井秀樹君) 追加日程第1 議第87号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。 由井総務課長。

○総務課長(由井正一君) =議第87号説明=

○議長(由井秀樹君) 質疑に入ります。質疑ございませんか。 6番 井出 光君。

○6番(井出 光君) 今回の改正が人事院勧告による法律の改正によって期末手当の支給割合が変わったと思うのですが、人事院勧告は議員報酬については触れてないわけですか。その辺をお伺いします。

○議長(由井秀樹君) 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長(由井正一君) ご質問にありますように、議員報酬については人事院勧告の中では触れておりません。今回の場合ですと、議員報酬については各市町村内で改正するという事になれば、各市町村において改正することになっておりますので、ご承知置きいただければと思います。

○議長(由井秀樹君) 6番 井出 光君。

○6番(井出 光君) はい。

○議長(由井秀樹君) 以上で6番議員 井出 光君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り、討論を行います。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第87号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条

例、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**追加日程第2 議第88号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する  
条例**

○議長(由井秀樹君) 追加日程第2 議第88号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。 由井総務課長。

○総務課長(由井正一君) =議第88号説明=

○議長(由井秀樹君) 質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り、討論を行います。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第88号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**追加日程第3 議第89号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

○議長(由井秀樹君) 追加日程第3 議第89号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。 由井総務課長。

○総務課長(由井正一君) =議第89号説明=

○議長(由井秀樹君) 質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り、討論を行います。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第89号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **追加日程第4 議第90号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 追加日程第4 議第90号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第90号説明=

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論を行います。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第90号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **追加日程第5 議員派遣の件**

○議長（由井秀樹君） 追加日程第5 議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第129条による議員派遣について、お手元に配りました「議員派遣の件」とおりにすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、「議員派遣の件」とおりに派遣することに決定いたしました。

#### **追加日程第6 委員会の議会閉会中の継続審査の件**

○議長（由井秀樹君） 追加日程第6 委員会の議会閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務経済委員長から、会議規則第75条の規定によって、議案集綴り込みの申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

## 追加日程第7 委員会の議会閉会中の継続調査の件

○議長（由井秀樹君） 追加日程第7 委員会の議会閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議案集綴り込みの申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

## 閉 会

○議長（由井秀樹君） 以上で本定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和6年第4回定例会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

（閉会 11時29分）

上記会議の顛末を記載し、相違なきことを証するため  
署名議員と共に署名する

令和 年 月 日

川上村議会議長

署名議員第 番

署名議員第 番